# 施設園芸等燃料価格高騰対策実施要領

24 生 産 第 2902 号
平成 25 年 2 月 26 日
農林水産省生産局長通知

改正　令和６年 12 月 18 日　６農産第 3528 号

第１　対策の内容等

本対策の内容等は、次によるものとする。

１　施設園芸セーフティネット構築事業：別紙１－１
２　茶セーフティネット構築事業：別紙１－２
３　推進事業：別紙２

第２　事業実施者

１　施設園芸等燃料価格高騰対策事業費補助金交付等要綱（令和４年 12 月６日付け４農産第 3092 号農林水産事務次官依命通知。以下、「交付等要綱」という。）第４第２項の事業実施者となる協議会は、次に掲げる要件を満たすものとする。

（１）代表者が定められていること。

（２）構成員に農業者団体及び都道府県が含まれていること（ただし、事業主体（交付等要綱第３に定めるもの。以下同じ。）が特に認める場合はこの限りではない。）。

（３）組織の意志決定の方法、事務及び会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理及び使用の方法及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした規約その他の規程が定められていること。

（４）事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

２　協議会は、施設園芸等燃料価格高騰対策（以下、「対策」という。）に係る事務の一部を、１の（１）、（３）及び（４）の要件（ただし、１の（３）の要件のうち内部監査の方法を明確にした規約を除く。）を満たす組織に委任することができるものとする。

３　協議会長又はその地位を継承した者は、対策に係る事業の交付申請の基礎となった証拠書類及び交付に関する証拠書類を、事業終了の翌事業年度から起算して５年間保存しなければならない。

４　交付等要綱第４第２項の農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）が別に定める手続は、次のとおりとする。

（１）事業実施者は、交付等要綱第４第１項に定める事業を行おうとするときは、次に掲げる協議会の運営等に係る規約その他の規程（以下「協議会規約等」という。）を定めるとともに、協議会の事業計画書を作成し、会員となる予定の者で構成する設立総会を招集し、その議決を得て、協議会を設置するものとする。なお、既存の協議会を活用して交付等要綱第４第１項に定める事

業を行おうとする場合であって、協議会規約等が定められているときは、必要に応じて協議会規約等を改正するとともに、本対策に係る事業計画書を作成し、当該協議会の総会の議決を得るものとする。

ア　協議会規約
イ　事務処理規程
ウ　会計処理規程
エ　文書取扱規程
オ　公印取扱規程
カ　内部監査実施規程

（２）協議会長は、事業主体に、会員名簿、協議会の運営に係る規約その他の規程及び事業計画書を添えて、参考様式第１号により、事業主体が定める期日までに承認を申請しなければならない。

（３）事業主体は、（２）の申請の内容を審査し、１の要件を満たすものであると認められる場合には、これを承認し、協議会長に通知しなければならない。

（４）協議会長は、対策に係る（１）のアの協議会規約を変更しようとするときは、事業主体に参考様式第２号により変更の承認を申請しなければならない。この場合において、事業主体が行う審査から承認までの手続は（３）に準ずるものとする。

（５）協議会長は、（１）のイからカまでの規程を変更したときは、速やかに事業主体に参考様式第３号により届けなければならない。

（６）事業主体は、協議会が１の要件を欠いたと認めた場合又は事業の執行に当たって不正を行い、これを是正する措置をとらなかったと認めた場合であって、（３）の承認を取り消そうとするときは、あらかじめ農産局長から、とるべき措置についての指示を受けなければならない。また、（３）の承認を取り消すときは、承認を取り消す理由を書面により協議会長に通知しなければならない。

第３　支援対象者

交付等要綱第４第３項の支援対象者は、次の要件を満たすものとする。

１　事業参加者が野菜、果樹又は花きの施設園芸若しくは茶業（以下「施設園芸等」という。）を営む者であり、そのことが書面等により確認できること。なお、茶にあっては自ら茶加工を行う農家又は農家の委託を受けて茶加工を行う農業協同組合等とする。

２　事業参加者が３戸以上又は農業従事者（農業（販売・加工等を含む。）の常時従業者（原則年間 150 日以上）をいう。以下同じ。）が５名以上であること。ただし、事業開始後にやむを得ず事業参加者が３戸に満たなくなった場合又は農業従事者が５名に満たなくなった場合には、新たに参加者を募ること等により事業参加者が３戸以上又は農業従事者が５名以上となるよう努めること。

３　第５の２に定める燃料使用量の省エネルギー化又は燃料コストの変動抑制（以下「省エネルギー等対策」という。）推進計画を定め、事業参加者の燃料使用量を 15%以上削減する等の目標を掲げるとともに、取組内容等からその達成が確実であると認められること。

４　原則として、農業協同組合連合会、農業協同組合、農事組合法人（（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第１項に規定する事業を行う法人をいう。）、農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第２条第３項に規定する法人をいう。）、特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第４項に規定する団体をいう。）又はその他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めのある団体に限る。）であること。

第４　業務方法書の作成及び承認の手続

交付等要綱第７第２項の農産局長が別に定める手続は、次に定めるとおりとする。

１　事業実施者は、次に掲げる事項を内容とする第１の事業の実施等に係る業務方法書を作成し、事業主体に参考様式第４号により承認を申請しなければならない。

（１）本対策により積み立てた資金の管理に関する事項

（２）支援対象者から事業実施者への第１の事業に係る助成金の申請に係る事項

（３）事業実施者から支援対象者への第１の事業に係る支払いに関する事項

（４）支援対象者から事業実施者への第１の事業の実績の報告に関する事項

（５）支援対象者から事業実施者への第１の事業に係る助成金の返還に関する事項

（６）その他業務運営に必要な事項

２　１の申請を受けた事業主体は、その内容が適切であると認められる場合には、これを承認し、事業実施者に通知しなければならない。

３　事業実施者は、業務方法書を変更しようとするときは、事業主体に参考様式第５号により変更の承認をしなければならない。この場合において、事業主体が行う承認から承認の通知までの手続については、前項に準ずるものとする。

第５　事業実施等の手続

１　事業実施計画の作成

交付等要綱第８の農産局長が別に定める手続等は、次に定めるとおりとする。

（１）事業主体は、事業実施者の事業実施計画を取りまとめるとともに、別記様式第１号により事業計画を作成し、農産局長に提出するものとする。

（２）事業実施者は、本対策に係る目標として、２に定める省エネルギー等対策推進計画を踏まえ、同計画で２の（1）により燃料使用量を削減する等の目標を掲げた各事業年度を目標年度とする施設園芸等の省エネルギー等対策に関する目標を定めるとともに、支援対象者からの事業申請内容を取りまとめ、参考様式第６－１号又は６－２号により事業実施計画を作成し、事業主体に提出するものとする。

（３）交付等要綱第16の事業実施計画の重要な変更は、次に掲げるものとする。

ア　事業の中止又は廃止

イ　施設園芸等の省エネルギー等対策に関する目標の変更

ウ　事業実施者の変更

エ　事業費又は事業量の３割を超える増減
オ　事業主体からの補助金の増額又は３割を超える減額を伴う変更

２　省エネルギー等対策推進計画

第１の１又は２の事業の申請を行おうとする支援対象者は、参考様式第７－１号又は７－２号により以下の内容を含む省エネルギー等対策推進計画を作成し、事業実施者に事業の申請を行う際に提出しその承認を受けるものとする。

なお、省エネルギー等対策推進計画の目標達成に向け不断に取り組むこととともに、民間の金融商品や備蓄タンク等を活用して、燃料コストの変動の抑制に取り組むことが望ましい。

（１）次のア、イ又はウの場合に応じて、それぞれ当該ア、イ又はウに定める目標

ア　第１期目として、計画を策定した場合：策定事業年度の翌々事業年度までの３年間に、10a 当たり燃料使用量を 15%以上削減することにより、燃料価格の変動が経営に及ぼす影響を緩和すること。ただし、茶に係る省エネルギー等対策推進計画については、１工場当たり燃料使用量を 15%以上削減することにより、燃料価格の変動が経営に及ぼす影響を緩和すること。

イ　継続して第２期目に取り組んでいる場合：策定事業年度の翌々事業年度までの３年間に、（ア）又は（イ）のいずれか一つに取り組むことにより、燃料価格の変動が経営に及ぼす影響を緩和すること。

（ア）10a 当たり燃料使用量を更に 15%以上削減。ただし、茶に係る省エネルギー等対策推進計画については１工場当たり燃料使用量を更に 15%以上削減

（イ）単位生産量当たり燃料使用量を 15%以上削減。

ウ　継続して第３期目以降も取り組んでいる場合（第１期の計画（当該対策において初めて作成した計画（変更を含む。）。以下同じ。）から計 30%以上の燃料使用量削減を達成した場合に限る。）：第１期の計画から計 30%以上の燃料使用量の削減を維持した上で、自身の削減目標を新たに定め、更なる省エネルギー等対策に不断に取り組むこと。

（２）（１）の目標達成に向けた取組

３　事業実施計画の承認基準

交付等要綱第８第２項の事業実施計画の承認に当たっては、事業主体は、次に掲げる項目を審査の上、これをすべて満たす場合に限り、事業実施計画の承認を行うものとする。

（１）取組の内容が対策の趣旨に沿っていること。

（２）取組の内容の達成が見込まれること。

（３）事業実施計画のうち第１の１又は第１の２の事業により造成する資金の規模が、加入面積等から勘案して妥当であること。

（４）事業実施計画のうち第１の３の事業に関する取組の内容が、対策の適正な実施に寄与すると認められること。

第６　事業実施状況の報告

交付等要綱第 18 第１項の農産局長が別に定める手続等は次に定めるとおりとする。

（１）事業実施者は、第５の１の（２）に定める目標年度のうち最終の事業年度までの間、参考様式第８－１号又は８－２号により、各事業年度の実施状況を、当該事業年度終了後 80 日以内に事業主体に提出するものとする。

事業主体は、事業実施者の報告を取りまとめ、速やかに農産局長に報告するものとする。

（２）事業主体は、各事業年度終了後 90 日以内に各事業の実施状況、基金事業及び基金の管理及び運用について、別記様式第３号により速やかに農産局長に報告するものとする。

第７　事業主体による事業の着手

１　事業主体による対策の事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第６条第１項の交付の決定（以下「交付決定」という。）後に着手するものとする。

ただし、事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に着手する場合にあっては、事業主体は、あらかじめ、農産局長の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第２号により、農産局長に届け出るものとする。

２　１のただし書きにより交付決定前に着手する場合については、事業主体は、事業の内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実となってから、着手するものとする。

また、この場合において、事業主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業主体は、交付決定前に着手した場合には、交付等要綱第 10 の規定による申請書の備考欄に着手の年月日及び交付決定前の着手届の文書番号を記載するものとする。

３　１のただし書きにより交付決定前に着手する場合については、農産局長は事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

第８　報告

農産局長は、必要に応じて事業主体に対し、各事業の実施状況について報告を求めることができるものとする。

第９　留意事項

本対策の実施に当たっては、以下の事項に留意するものとする。

１　経営の安定を図るための各種制度の積極的活用

事業の継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、事業実施者は、農業共済組合等と連携し、支援対象者又は事業参加者に対し、経営の安定を図

るため、農業共済、農業経営収入保険その他の農業関係の保険への積極的な加入を促すものとする。

２　園芸用使用済みプラスチック等の適正処理

園芸用使用済みプラスチック等の適正かつ円滑な処理を推進するため、支援対象者は、事業実施地区等において、「産業廃棄物管理票制度の運用について」（平成 23 年３月 17 日付け環廃産発第 110317001 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）、「園芸用使用済プラスチック適正処理に関する指導について」（平成７年 10 月 23 日付け７食流第 4208 号農林水産省食品流通局長通知）等に基づき、組織的な回収・処理体制の整備がなされるよう努めるものとする。

３　セイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適切な管理

特定外来生物に指定されているセイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適切な管理を徹底するため、セイヨウオオマルハナバチを飼養する支援対象者及び事業参加者は、「セイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適切な管理の徹底について」（平成 24 年 12 月 21 日付け 24 生産第 2455 号農林水産省生産局農産部園芸作物課長通知）等に基づき、野外への逃亡防止等に万全を期すものとする。

４　環境負荷低減のクロスコンプライアンス

（１）　事業参加者は、次に掲げる環境負荷低減のチェックシート（ア、イのいずれかを選択）に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを支援対象者に提出するものとする。

ア　環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（農業経営体向け）参考様式第９－１号

イ　環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（民間事業者・自治体等向け）参考様式第９－２号

（２）　支援対象者は、事業参加者から当該チェックシートを収集し、事業の申請を行う際に事業実施者に提出するものとする。

なお、事業参加者が複数の場合、支援対象者が事業参加者全員から当該チェックシートを収集した上で、参考様式第９－３号により環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート実施者リスト（以下「実施者リスト」という。）を作成し、事業実施者に提出するとともに、当該チェックシートを保管すること。

附　則

この要領は、平成 25 年２月 26 日から施行する。

附　則（平成 25 年 11 月 11 日 25 生産第 2318 号）

１　この改正は、平成 25 年 11 月 11 日から施行する。

２　改正前の第９に基づく事業の実施については、なお従前の例によるものとする。

附　則（平成 27 年１月９日 26 生産第 2486 号）

この改正は、平成 27 年１月９日から施行する。

附　則（平成 28 年１月 20 日 27 生産第 230 号）
この改正は、平成 28 年１月 20 日から施行する。

附　則（平成 28 年４月１生産第 2845 号）
1　この改正は、平成 28 年４月１日から施行する。
2　この通知による燃油価格高騰緊急対策実施要領に基づく事業については、なお従前の例による。

附　則
この通知による改正後の燃油価格高騰緊急対策実施要領は、平成 29 事業年度分の茶セーフティネット構築事業から適用する。

附　則（平成 29 年１月 24 日 28 生産第 1737 号）
1　この改正は、平成 29 年１月 24 日から施行する。
2　この通知による燃油価格高騰緊急対策実施要領に基づく事業については、なお従前の例による。

附　則（平成 29 年３月 28 日 28 生産第 2045 号）
1　この要領は、平成 29 年５月１日から施行する。ただし、施設園芸等燃油価格高騰対策のうち茶セーフティネット構築事業に係る改正については、平成 29 年４月１日から施行する。
2　この通知による改正前の燃油価格高騰緊急対策実施要領に基づく事業に係る同要領第６の規定による報告については、なお従前の例による。
3　この要領の施行の日において、同要領による改正前の燃油価格高騰緊急対策実施要領に基づき既に事業を実施している者は、この要領による改正後の施設園芸等燃油価格高騰対策実施要領に基づき事業を実施している者とみなし、同要領の規定を適用する。

附　則（平成 30 年２月２日 29 生産第 1933 号）
1　本要領は、平成 30 年５月１日から施行する。ただし、施設園芸等燃油価格高騰対策のうち茶セーフティネット構築事業に係る改正については、平成 30 年２月２日から施行する。
2　本通知による改正前の施設園芸等燃油価格高騰対策実施要領（以下「旧要領」という。）に基づく事業に係る旧要領第６の規定による報告については、なお従前の例による。
3　本通知の施行の日において、旧要領に基づき既に事業を実施している者は、本通知による改正後の施設園芸等燃油価格高騰対策実施要領（以下「新要領」という。）に基づき事業を実施している者とみなし、新要領の規定を適用する。

附　則（平成 30 年３月 30 日 29 生産第 2279 号）
この改正は、平成 30 年３月 30 日から施行する。

附　則（平成 31 年１月 29 日 30 生産第 1792 号）

１　本要領は、平成 31 年（西暦 2019 年）５月１日から施行する。ただし、施設園芸等燃油価格高騰対策のうち茶セーフティネット構築事業に係る改正については、平成 31 年（西暦 2019 年）１月 29 日から施行する。
２　本通知による改正前の施設園芸等燃油価格高騰対策実施要領（以下「旧要領」という。）に基づく事業に係る旧要領第６の規定による報告については、なお従前の例による。
３　本通知の施行の日において、旧要領に基づき既に事業を実施している者は、本通知による改正後の施設園芸等燃油価格高騰対策実施要領（以下「新要領」という。）に基づき事業を実施している者とみなし、新要領の規定を適用する。

附　則（平成 31 年４月 22 日 31 生産第 337 号）
この改正は、平成 31 年４月 22 日から施行する。

附　則（令和元年 12 月 23 日元生産第 1414 号）
この改正は、令和元年 12 月 23 日から施行する。

附　則（令和２年２月３日元生産第 1664 号）
この改正は、令和２年７月１日から施行する。ただし、施設園芸等燃油価格高騰対策のうち茶セーフティネット構築事業に係る改正については、令和２年２月５日から施行する。

附　則（令和２年３月 27 日元生産第 2107 号）
１　この改正は、令和２年４月１日から施行する。
２　令和２年２月３日付け元生産第 1664 号による改正のうち、別紙２別表に係る改正規定を削る。

附　則（令和３年１月 28 日２生産第 1841 号）
この改正は、令和３年７月１日から施行する。ただし、施設園芸等燃油価格高騰対策のうち茶セーフティネット構築事業に係る改正については、令和３年１月 28 日から施行する。

附　則（令和４年１月 28 日３農産第 2659 号）
この改正は、令和４年７月１日から施行する。ただし、施設園芸等燃油価格高騰対策のうち茶セーフティネット構築事業に係る改正については、令和４年１月 28 日から施行する。

附　則（令和４年３月８日３農産第 3406 号）
この改正は、令和４年７月１日から施行する。ただし、施設園芸等燃油価格高騰対策のうち茶セーフティネット構築事業に係る改正については、令和４年３月８日から施行する。

附　則（令和４年 12 月６日４農産第３３４７号）

1　本要領は、令和４年 12 月６日から施行する。
2　本通知による改正前の施設園芸等燃油価格高騰対策実施要領（以下「旧要領」という。）に基づく事業に係る旧要領第６の規定による報告については、なお従前の例による。
3　本通知の施行の日において、旧要領に基づき既に事業を実施している者は、本通知による改正後の施設園芸等燃料価格高騰対策実施要領（以下「新要領」という。）に基づき事業を実施している者とみなし、新要領の規定を適用する。

附　則（令和５年 11 月 30 日５農産第 3204 号）
1　この改正は、令和５年11月30日から施行する。
2　この通知の改正前の要領に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。

附　則（令和６年９月 17 日６農産第 2426 号）
1　この改正は、令和６年９月17日から施行する。
2　本通知の施行の日において、旧要領に基づき既に事業を実施している者は、本通知による改正後の施設園芸等燃料価格高騰対策実施要領（以下「新要領」という。）に基づき事業を実施している者とみなし、新要領の規定を適用する。

附　則（令和６年 12 月 18 日６農産第 3528 号）
1　この改正は、令和６年12月18日から施行する。
2　この通知の改正前の要領に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。

（別紙１－１）

施設園芸等燃料価格高騰対策のうち施設園芸セーフティネット構築事業

第１　事業の目的

施設園芸セーフティネット構築事業は、施設園芸の省エネルギー等対策に計画的に取り組む産地において、農業者と国の拠出により資金を造成し、燃料価格の高騰時に補填金を交付することにより、燃料価格の急上昇が経営に及ぼす影響を緩和し、施設園芸農業者の経営の安定を図ることを目的とする。

第２　対象燃料及び対象期間

１　対象燃料

施設園芸セーフティネット構築事業は、施設園芸の用に供するＡ重油、灯油、ＬＰガス（プロパンガス）及びＬＮＧ（都市ガス）（以下、「施設園芸用燃料」という。）を対象とする。なお、本事業で使用する燃料価格については、以下のとおりとする。

| 対象燃料 | 指標 | 単位 |
|---|---|---|
| Ａ重油 | 農業物価統計調査 | 円/リットル |
| 灯油 | A 重油価格×1.06 | 円/リットル |
| ＬＰガス | 卸売価格<br>（日本ＬＰガス協会調査） | 円/キログラム |
| ＬＮＧ | ＬＮＧ輸入価格（円/kg）3 か月平均÷0.895 | 円/立方メートル |

２　対象期間

原則として、施設園芸における燃料需要期である 11 月から翌年４月までの間（以下「加温期間」という。）を対象期間とする。

ただし、支援対象者は、産地の作型等を勘案して、事業年度の 10 月から翌年６月までの間から、月を単位として１月又は連続する２月以上の期間を対象期間として選択することができる。

第３　事業実施等の手続

１　セーフティネットへの加入の契約等

（１）加入契約

ア　事業実施者は、セーフティネット（農業者と国の拠出により資金を造成し、燃料価格の急上昇が経営に及ぼす影響を緩和するための補填金を当該資金から交付する仕組みをいう。以下同じ。）に加入しようとする支援対象者からの申込みに基づき交付等要綱第８により事業実施計画を作成し、事業主体からその承認を受けた後に、当該支援対象者との間に積立契約を締結するものとする。

イ　事業実施者は、アの積立契約について、事前に次の内容を明らかにしておくものとする。

（ア）施設園芸用燃料購入数量の設定に関する事項
（イ）施設園芸用燃料価格差補填金（燃料価格の急上昇が施設園芸農業者の経営に及ぼす影響を緩和するための補填金をいう。以下同じ。）に係る補填積立金（以下「燃料補填積立金」という。）の納入に関する事項
（ウ）施設園芸用燃料購入数量の報告に関する事項
（エ）施設園芸用燃料価格差補填金の交付に関する事項
（オ）施設園芸用燃料価格差補填金の返還等に関する事項
（カ）契約の解約等に関する事項
（キ）契約対象期間
（ク）個人情報の保護に関する事項
（ケ）その他契約の適正かつ円滑な履行のために必要な事項

ウ　アの積立契約の期間は、積立契約の成立の日又は当該契約の対象期間の開始日のうちいずれか早い日から、原則として、交付等要綱第６第２項に定める対策の実施期間の末日までの期間とする。

（２）燃料購入数量

セーフティネットに加入しようとする支援対象者又は（１）のアにより事業実施者と積立契約を締結した支援対象者（以下「加入者」という。）は、事業実施者に対し、原則として当該事業年度の対象期間の開始前に施設園芸用燃料価格差補填金（以下「燃料補填金」という。）の対象となる燃料購入数量を申込み、事業実施者はこれを決定するものとする。

２　燃料補填積立金の納入等

（１）燃料補填積立金の納入

ア　加入者は、事業実施者に対し、燃料補填積立金を、交付等要綱第７第２項の規定により事業実施者が定める業務方法書に従って事業実施者に納入するものとする。

イ　アの燃料補填積立金は、加入者が下表のいずれかを選択し、その算出式により得た金額とする。なお、燃料別の指標は以下により換算を行う。

なお、７中５平均とは、過去７年間の加温期間平均燃料価格のうち最高値１年分と最安値１年分を除いた５年の平均価格をいう。以下同じ。

| 選択肢 | 算出式 |
|---|---|
| 燃料価格の 115%相当までの高騰に備え積み立てる場合 | ７中５平均×(115%－100%)×燃料購入数量（１の（２）に定める数量）×１/2 |
| 燃料価格の 130%相当までの高騰に備え積み立てる場合 | ７中５平均×(130%－100%)×燃料購入数量（１の（２）に定める数量）×１/2 |
| 燃料価格の 150%相当までの高騰に備え積み立てる場合 | ７中５平均×(150%－100%)×燃料購入数量（１の（２）に定める数量）×１/2 |

| | |
|---|---|
| 燃料価格の 170%相当までの高騰に備え積み立てる場合 | ７中５平均×(170%－100%)×燃料購入数量（１の（２）に定める数量）×１/2 |

（２）燃料補填積立金の精算

事業実施者は、積立契約の期間満了時において、加入者に係る燃料補填積立金の残額がある場合には、当該積立金の残額を返還するものとする。

３　燃料の購入数量の報告

事業実施者は、４の（１）の事業主体からの通知を受けて燃料補填金の交付を行うときは、加入者にその旨を通知するものとし、加入者は、当該燃料補填金の対象となる燃料の購入実績を事業実施者に報告するものとする。

４　施設園芸用燃料価格差補填金の交付

（１）補填金の交付

事業実施者による燃料補填金の交付は、第２に定める対象期間中の各月ごとに、当該月指標価格が、発動基準価格（７中５平均にセーフティネット発動の基準となる率 100%を乗じて算出した額）を超えた場合に行うものとする。なお、当該月指標価格に、本対策以外の補助事業による裨益がある場合は、その額を除するものとする。また、各月の補填金交付の有無及び補填対象の割合については事業主体が農産局長と協議の上で決定し、事業実施者に通知するものとする。

（２）補填金の単価

施設園芸用燃料の単位数量当たりの補填金の額（以下「補填金単価」という。）は、次に掲げる算式により算出された額を限度とするものとし、事業主体が農産局長の承認を得て定めるものとする。

| |
|---|
| 補填金単価＝当該月の指標価格－発動基準価格 |

（３）補填対象の燃料数量

ア　補填対象の燃料数量は、原則として当該月の燃料の購入数量の 70%とする。ただし、事業主体が対象期間の地域ごとの平均気温等を勘案して特に認める場合は、事業主体は当該月の燃料購入数量の 70%から 100%までの範囲内で当該割合を定めることができる。

イ　次のいずれかに該当する場合には、アの規定にかかわらず、補填金の交付が行われる月の燃料購入数量の 100%とする。

（ア）当該月の燃料価格が前事業年度の加温期間における平均燃料価格の 111%以上であること。

（イ）当該月の燃料価格が前々事業年度の同期同価格の 122%以上であること。

（ウ）当該月の燃料価格が前々々事業年度の同期同価格の 133%以上であること。

ウ　アの規定にかかわらず、事業参加者がヒートポンプ等の化石燃料を使用しない加温機（以下「省エネ機器」という。）を導入し、省エネ機器導入前の燃料使用量（当該使用量を把握することができない場合にあっては、地域の標準的な燃料使用量）と比較して 10a 当たり燃料使用量又は単位生産量当たり燃料使用量を 50％以上削減する目標に取り組む場合には、補填対象の燃料数量は、当該月の燃料の購入数量の 100％とする。この場合において、各月の燃料の購入数量の累計が省エネ機器導入前の燃料使用量の 50％を超えたときは、その超えた部分の数量については、アの規定によるものとする。

（４）補填金の交付額

事業実施者が対象期間中の各月ごとに交付する補填金の額は、次に掲げる算式により算出された額とし、交付等要綱第５第２項に定める対策資金の範囲内において、各加入者につき、当該燃料補填金の交付日における燃料補填積立金残高（当該燃料補填金を交付しようとする月の前月までの燃料補填金が未交付の場合は、当該燃料補填積立金残高からその額を差し引いた額）の２倍を限度とする。

| |
|---|
| 補填金の交付額＝補填金単価×補填対象の燃料数量 |

（別紙１－２）

施設園芸等燃料価格高騰対策のうち茶セーフティネット構築事業

第１　事業の目的

茶セーフティネット構築事業は、茶の省エネルギー等対策に計画的に取り組む産地において、農業者と国の拠出により資金を造成し、燃料価格の高騰時に補填金を交付することにより、燃料価格の急上昇が経営に及ぼす影響を緩和し、茶農業者の経営の安定を図ることを目的とする。

第２　対象燃料及び対象期間

１　対象燃料

茶セーフティネット構築事業は、茶加工用に供するＡ重油、ＬＰガス（プロパンガス）及びＬＮＧ（都市ガス）（以下「茶加工用燃料」という。）を対象とする。なお、本事業で使用する燃料価格については、以下のとおりとする。

| 対象燃料 | 指標 | 単位 |
|---|---|---|
| Ａ重油 | 農業物価統計調査 | 円/リットル |
| ＬＰガス | 卸売価格<br>（日本ＬＰガス協会調査） | 円/キログラム |
| ＬＮＧ | ＬＮＧ輸入価格（円/kg）３か月平均÷0.895 | 円/立方メートル |

２　対象期間

原則として、茶加工の燃料需要期である４月から10月までの間を対象期間とする。

第３　事業実施等の手続

１　セーフティネットへの加入の契約等

（１）加入契約

ア　事業実施者は、セーフティネット（農業者と国の拠出により資金を造成し、燃料価格の急上昇が経営に及ぼす影響を緩和するための補填金を当該資金から交付する仕組みをいう。以下同じ。）に加入しようとする支援対象者からの申込みに基づき交付等要綱第８条第２項により事業実施計画を作成し、事業主体からその承認を受けた後に、当該支援対象者との間に積立契約を締結するものとする。

イ　事業実施者は、アの積立契約について、事前に次の内容を明らかにしておくものとする。

（ア）茶加工用燃料購入数量の設定に関する事項

（イ）茶加工用燃料価格差補填金（燃料価格の急上昇が茶農業者の経営に及ぼす影響を緩和するための補填金をいう。以下同じ。）に係る補填積立

金（以下「燃料補填積立金」という。）の納入に関する事項
（ウ）茶加工用燃料購入数量の報告に関する事項
（エ）茶加工用燃料価格差補填金の交付に関する事項
（オ）茶加工用燃料価格差補填金の返還等に関する事項
（カ）契約の解約等に関する事項
（キ）契約対象期間
（ク）個人情報の保護に関する事項
（ケ）その他契約の適正かつ円滑な履行のために必要な事項

ウ　アの積立契約の期間は、積立契約の成立の日又は当該契約の対象期間の開始日のうちいずれか早い日から、原則として、交付等要綱第６第２項に定める対策の実施期間の末日までの期間とする。

（２）燃料購入数量

セーフティネットに加入しようとする支援対象者又は（１）のアにより事業実施者と積立契約を締結した支援対象者（以下「加入者」という。）は、事業実施者に対し、原則として当該事業年度の対象期間の開始前に茶加工用燃料価格差補填金（以下「燃料補填金」という。）の対象となる燃料購入数量を申込み、事業実施者はこれを決定するものとする。

２　燃料補填積立金の納入等

（１）燃料補填積立金の納入

ア　加入者は、事業実施者に対し、燃料補填積立金を、交付等要綱第７第２項の規定により事業実施者が定める業務方法書に従って事業実施者に納入するものとする。

イ　アの燃料補填積立金は、加入者が下表のいずれかを選択し、その算出式により得た金額とする。

なお、７中５平均とは、過去７年間の対象期間平均燃料価格のうち最高値１年分と最安値１年分を除いた５年の平均価格をいう。以下同じ。

| 選択肢 | 算出式 |
|---|---|
| 燃料価格の 115％相当までの高騰に備え積み立てる場合 | ７中５平均×（115％－100％）×燃料購入数量（前項第２号に定める数量）×１／２ |
| 燃料価格の 130％相当までの高騰に備え積み立てる場合 | ７中５平均×（130％－100％）×燃料購入数量（前項第２号に定める数量）×１／２ |
| 燃料価格の 150％相当までの高騰に備え積み立てる場合 | ７中５平均×（150％－100％）×燃料購入数量（前項第２号に定める数量）×１／２ |
| 燃料価格の 170％相当までの高騰に備え積み立てる場合 | ７中５平均×（170％－100％）×燃料購入数量（前項第２号に定める数量）×１／２ |

（２）燃料補填積立金の精算

事業実施者は、積立契約の期間満了時において、加入者に係る燃料補填積立金の残額がある場合には、当該積立金の残額を返還するものとする。

３　燃料の購入数量の報告

事業実施者は、４の（１）の事業主体からの通知を受けて燃料補填金の交付を行うときは、加入者にその旨を通知するものとし、加入者は、当該燃料補填金の対象となる燃料の購入実績を事業実施者に報告するものとする。

４　茶加工用燃料価格差補填金の交付

（１）補填金の交付

事業実施者による燃料補填金の交付は、第２に定める対象期間中の各月ごとに、当該月指標価格が、発動基準価格（７中５平均にセーフティネット発動の基準となる率 100％を乗じて算出した額）を超えた場合に行うものとする。なお、当該月指標価格に、本対策以外の補助事業による裨益がある場合は、その額を除するものとする。また、各月の補填金交付の有無及び補填対象の割合については事業主体が農産局長と協議の上で決定し、事業実施者に通知するものとする。

（２）補填金の単価

茶加工用燃料の単位数量当たりの補填金の額（以下「補填金単価」という。）は、次に掲げる算式により算出された額を限度とするものとし、事業主体が農産局長の承認を得て定めるものとする。

| |
|---|
| 補填金単価＝当該月の指標価格－発動基準価格 |

（３）補填対象の燃料数量

ア　補填対象の燃料数量は、原則として当該月の燃料の購入数量の 70％とする。

イ　次のいずれかに該当する場合には、アの規定にかかわらず、補填金の交付が行われる月の燃料購入数量の 100％とする。

（ア）当該月の燃料価格が前事業年度の対象期間における平均燃料価格の 111％以上であること。

（イ）当該月の燃料価格が前々事業年度の対象期間における平均燃料価格の 122％以上であること。

（ウ）当該月の燃料価格が前々々事業年度の対象期間における平均燃料価格の 133％以上であること。

（４）補填金の交付額

事業実施者が対象期間中の各月ごとに交付する補填金の額は、次に掲げる算式により算出された額とし、交付等要綱第５第２項に定める対策資金の範囲内において、各加入者につき、当該燃料補填金の交付日における燃料補填積立金残高（当該燃料補填金を交付しようとする月の前月までの燃料補填金が未交付の場合は、当該燃料補填積立金残高からその額を差し引いた額）の２倍を限度とする。

| |
|---|
| 補填金の交付額＝補填金単価×補填対象の燃料数量 |

（別紙２）

# 施設園芸等燃料価格高騰対策のうち推進事業

## 第１　事業の目的

施設園芸等燃料価格高騰対策（以下「対策」という。）の効果を十全に発揮させるため、対策の趣旨の徹底、適切な審査等の実施、取組の実施確認等により、対策の適正かつ円滑な実施を図るものとする。

## 第２　事業の内容

１　推進事業の内容は、次のとおりとする。

（１）推進・指導

事業主体及び事業実施者は、対策の実施等に必要な事項について周知徹底を図るとともに、対策の適正な実施を確保するための指導及び事務を行う。

（２）交付事務

事業主体及び事業実施者は、事業実施者及び支援対象者から提出された申請書等の審査、助成金等の交付等を行うものとする。

（３）実施確認

事業実施者は、助成金又は補填金の対象となる取組について、実地確認を行うものとする。

（４）その他必要な事項

２　助成額

推進事業を実施する事業主体及び事業実施者に対する国及び事業主体の助成額は、定額とする。

３　補助対象とする経費

補助対象とする経費は、事業に直接要するもので、別表に定める経費であって、事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。

## 第３　事業の委託

事業主体及び事業実施者は、第２の１の事業の内容の一部を、実施要領第２の（１）の１、３及び４の要件（ただし、実施要領第２の１の（３）の要件のうち内部監査の方法を明確にした規約を除く。）を満たす組織に委任することができるものとする。

別表

| 費目 | 細目 | 内　容 | 注意点 |
|---|---|---|---|
| 備品費 | | 本事業を実施するために直接必要な備品の経費(ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。) | 取得単価が 50 万円未満のものに限る。 |
| 事業費 | 会場借料 | 本事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費 | |
| | 通信運搬費 | 本事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代等として支払われる経費 | 切手は物品受払簿で管理すること。 |
| | 借上費 | 本事業を実施するために直接必要な事務機器等の借上げ経費 | |
| | 印刷製本費 | 本事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費として支払われる経費 | |
| | 資料購入費 | 本事業を実施するために直接必要な図書及び参考文献にかかる経費 | |
| | 消耗品費 | 本事業を実施するために直接必要な次の物品にかかる経費<br>・短期間(補助事業実施期間内)又は一度の使用によって消費されその効用を失う少額な物品<br>・CD-ROM 等の少額な記録媒体 | 消耗品は物品受払簿で管理すること。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | | |
| | 光熱水費 | 本事業を実施するために直接必要な施設、装置の動力源となる電気、ガス水道料金として支払われる経費 | |
| 旅費 | 委員旅費 | 本事業を実施するために直接必要な会議への出席又は技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費 | 国内旅費に限る。 |
| | 調査旅費 | 本事業を実施するために直接必要な資料収集、各種調査、打合せ等の実施にかかる経費 | 国内旅費に限る。 |
| | 費用支弁 | 会計年度任用職員(パートタイム)に対して地方公共団体が支払う通勤に係る費用及びそれに準ずる経費 | 以下、会計年度任用職員（パートタイム）とは、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号。以下「改正法」という。）による改正後の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第二十二条の二第一項第一号に規定する者とする。 |
| 謝金 | | 本事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た者に対する謝礼に必要な経費 | 謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。事業主体及び事業実施者に従事する者に対する謝金は認められない。 |
| 賃金 | | 本事業を実施するために直接必要な業務を目的として、本事業を実施する事 | 雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | 業主体又は事業実施者が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価(日給又は時間給)にかかる経費 | 補助事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備すること。 |
| 給与 | | 会計年度任用職員(フルタイム)に対して地方公共団体が支払う給与及びそれに準ずる経費 | 以下、会計年度任用職員（フルタイム）とは、改正法による改正後の地方公務員法第二十二条の二第一項第二号に規定する者とする。 |
| 報酬 | | 会計年度任用職員(パートタイム)に対して地方公共団体が支払う報酬及びそれに準ずる経費 | |
| 職員手当等 | | 会計年度任用職員(フルタイム)に対して地方公共団体が支払う時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、通勤手当、期末手当、特殊勤務手当、地域手当、初任給調整手当、へき地手当及びそれに準ずる経費<br>会計年度任用職員(パートタイム)に対して地方公共団体が支払う期末手当及びそれに準ずる経費 | |
| 委託費 | | 本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば、本事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者（応募主体が民間企業の場合、自社を含む。）に委託するために必要な経費 | 委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。<br>補助金の額の 50%未満とすること。<br>事業そのもの又は事業の |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | | 根幹を成す業務の委託は認めない。<br>民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。 |
| 役務費 | | 本事業を実施するために直接必要であり、かつ、それだけでは本事業の成果とは成り立たない分析・加工等を行う経費 | |
| 雑役務費 | 手数料 | 本事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料 | |
| | 印紙代 | 本事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙の経費 | |
| | 社会保険料 | 本事業を実施するために直接新たに雇用した者に支払う社会保険料の事業主負担分の経費 | |
| | 通勤費 | 本事業を実施するために直接新たに雇用した者に支払う通勤の経費 | |

1　賃金、給与、報酬については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）に定めるところにより取り扱うものとする。また、委託費の中に含まれている場合も同様の取扱いとする。

2　上記欄の経費であっても、補助事業の有無にかかわらず事業主体又は事業実施者で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルにあっては認めないものとする。

別記様式第1号

番　　号
年　月　日

農産局長　殿

住　　所
名称及び代表者の氏名

施設園芸等燃料価格高騰対策事業計画書（○事業年度）

施設園芸等燃料価格高騰対策実施要領（平成25年2月26日付け24生産第2902号農林水産省生産局長通知）第5の1（1）の規定に基づき、○事業年度施設園芸等燃料価格高騰対策の事業計画を作成したので、承認を申請する。

記

1　事業の目的

2　基金造成の内容及び造成計画
（1）施設園芸セーフティネット構築事業
（2）茶セーフティネット構築事業
（3）推進事業

（単位：千円）

| 基金名 | 前年度繰越額<br>（a） | 新規造成額<br>（b） | 計<br>（a＋b） | 備　考 |
|---|---|---|---|---|
| 施設園芸等燃料価格高騰対策基金 | 円 | 円 | 円 | |

3　推進事業実施計画

(1)推進・指導事務計画

(2)審査・交付事務計画

(3)その他推進事業の実施に必要な事項

(4)推進事業の積算概要

| 事業項目 | 補助対象経費 | 推進事業費(千円) | 備考 |
|---|---|---|---|
| 1　推進・指導事務 | (1)旅費<br>(2)諸謝金<br>(3)委託費<br>(4)事務費<br>(5)役務費<br>(6)賃金 | | |
| | 小計 | | |
| 2　審査・交付事務 | (1)旅費<br>(2)諸謝金<br>(3)委託費<br>(4)事務費<br>(5)役務費<br>(6)賃金 | | |
| | 小計 | | |
| 3　その他 | (1)旅費<br>(2)諸謝金<br>(3)委託費<br>(4)事務費<br>(5)役務費<br>(6)賃金 | | |
| | 小計 | | |

別記様式第２号

番　　号
年　月　日

農産局長　殿

住　　所
名称及び代表者の氏名

施設園芸等燃料価格高騰対策交付決定前着手届

事業実施計画に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手することとしたので、施設園芸等燃料価格高騰対策実施要領（平成２５年２月２６日付け２４生産第２９０２号農林水産省生産局長通知）第７の１に基づき届け出ます。

記

１　交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業主体が負担するものとする。
２　交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
３　当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

別　添

| 事業内容 | 事業量 | 事業費 | 着手予定年月日 | 完了予定年月日 | 理　由 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | |

別記様式第3号

番　　号
年　月　日

農産局長　殿

住　　所
名称及び代表者の氏名

施設園芸等燃料価格高騰対策事業実施状況等報告書

施設園芸等燃料価格高騰対策実施要領（平成25年2月26日付け24生産第2902号農林水産省生産局長通知）第8の規定に基づき、下記のとおり○事業年度施設園芸等燃料価格高騰対策の実施状況を報告する。

記

１　事業の実施状況の概要

（１）施設園芸セーフティネット構築事業

（２）茶セーフティネット構築事業

（３）推進事業

２　基金の収支状況
施設園芸等燃料価格高騰対策

（単位：円）

| 区　　分 | 金　　額 | 備　考 |
|---|---|---|
| １．収　入　(a)+(b)+(c)+(d) | | |
| 前年度繰越額　(a) | | |
| 今年度造成額　(b) | | |
| 運　用　益　(c) | | |
| その他の収入　(d) | | |
| ２．支　出　(a)’+(b)’ | | |
| 助成金支出　(a)’ | | |
| その他支出　(b)’ | | |
| 次期繰越金　（１－２）<br>（又は残額） | | |

３　推進事業の経費の実績

| 区分 | 事業に要した経費 | 補助金の額 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 推進事業費 | 円 | 円 | |

なお、今後の支出見込みの分かる資料を添付すること

参考様式第１号

番　　号
年　月　日

（事業主体代表者）　殿

住　　所
○○協議会
会　　長

事業実施者承認申請書

施設園芸等燃料価格高騰対策事業費補助金交付等要綱（令和４年 12 月６日付け４農産第 3092 号農林水産事務次官依命通知）第４第１項に定める事業を実施したいので、施設園芸等燃料価格高騰対策実施要領（平成 25 年２月 26 日付け 24 生産第 2902 号農林水産省生産局長通知）第２の４の（２）の規定に基づき、下記の関係書類を添えて承認を申請する。

記

別添１　○○協議会会員名簿
別添２　○○協議会規約
別添３　○○事務処理規程
別添４　○○会計処理規程
別添５　○○文書取扱規程
別添６　○○公印取扱規程
別添７　○○内部監査実施規程
別添８　○○協議会事業計画書
別添９　○○○○○○（○○協議会の施設園芸等燃料価格高騰対策の実施に係る手続に関する定め（業務方法書等））

参考様式第２号

番　　号
年　月　日

（事業主体代表者）　殿

住　　所
○○協議会
会　　長

○○協議会規約変更承認申請書

○○協議会規約を下記により変更したいので、施設園芸等燃料価格高騰対策実施要領(平成 25 年２月 26 日付け 24 生産第 2902 号農林水産省生産局長通知)第２の４の（４）の規定に基づき、関係書類を添えて承認を申請する。

記

１　○○協議会規約を変更する理由

２　変更箇所（○○協議会規約新旧対照表）

添付書類　１　変更後の○○協議会規約案
　　２　規約の変更を議決した総会の議事録の写し

参考様式第３号

番　　号
年　月　日

（事業主体代表者）　殿

住　　所
○○協議会
会　　長

○○協議会規程変更届出書

○○協議会○○規程を下記により変更したので、施設園芸等燃料価格高騰対策実施要領（平成 25 年２月 26 日付け 24 生産第 2902 号農林水産省生産局長通知）第２の４の（５）の規定に基づき、関係書類を添えて届出する。

記

１　変更した規程の名称

２　変更箇所

添付書類　１　変更後の○○協議会○○規程
　　２　規程の変更を議決した総会の議事録の写し

参考様式第４号

番　　号
年　月　日

（事業主体代表者）　殿

住　　所
○○協議会
会　　長

○○協議会施設園芸等燃料価格高騰対策業務方法書承認申請書

○○協議会施設園芸等燃料価格高騰対策業務方法書を別添のとおり作成したので、施設園芸等燃料価格高騰対策実施要領（平成 25 年２月 26 日付け 24 生産第 2902 号農林水産省生産局長通知）第４の１の規定に基づき承認を申請する。

添付書類　○○協議会施設園芸等燃料価格高騰対策業務方法書

（注）　協議会の承認申請と同時に申請する場合については、参考様式第１号による申請をもって代えることができる。

参考様式第５号

番　　号
年　月　日

（事業主体代表者）　殿

住　　所
○○協議会
会　　長

○○協議会施設園芸等燃料価格高騰対策業務方法書変更申請書

○○協議会施設園芸等燃料価格高騰対策業務方法書を下記により変更したいので、施設園芸等燃料価格高騰対策実施要領（平成 25 年２月 26 日付け 24 生産第 2902 号農林水産省生産局長通知）第４の３の規定に基づき、関係書類を添えて承認を申請する。

記

１　○○協議会施設園芸等燃料価格高騰対策業務方法書を変更する理由
２　変更箇所（○○協議会施設園芸等燃料価格高騰対策業務方法書新旧対照表）
添付書類　変更後の○○協議会施設園芸等燃料価格高騰対策業務方法書案

参考様式第６－１号

# 施設園芸等燃料価格高騰対策事業実施計画書

| 協議会名： |
|---|

| 実施期間 | ○事業年度 | ○年○月～○年○月 |
|---|---|---|

※事業年度は７月～翌６月。

## 第１　総括表

| 事業名 | 補助金所要見込額（円） |
|---|---|
| １　施設園芸セーフティネット構築事業<br>２　推進事業 | |
| 合　計 | |

（注）変更の場合は、上段に（　）書きで変更前の数字を、下段に変更後の数字を記入する（以下本様式において同じ。）。

## 第２　本対策に係る目標（省エネルギー等対策推進計画の策定年度ごとに枠を追加して記載）

### （１）10a 当たり燃料使用量を削減する目標

| 目標の内容 | | 施設園芸における 10a 当たり燃料使用量の削減（○事業年度） | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 現状値<br>（燃料使用量） | | 目標値<br>（燃料使用量） | | 削減率 | 備考 |
| Ａ重油 | kL | Ａ重油 | kL | % | |
| 灯油 | kL | 灯油 | kL | % | |
| LP ガス | kg | LP ガス | kg | % | |
| LNG | ㎥ | LNG | ㎥ | % | |
| 合計（A 重油換算） | | 合計（A 重油換算） | | % | |
| 算出の根拠、目標達成に向けた取組内容等 | | | | | |
| （生産量の算出の根拠とともに、目標達成に向けた取組内容等について、管内の施設園芸の状況、品目及び栽培面積、省エネに向けた取組等を総合的に記載する。） | | | | | |

（注 1）燃料使用量欄は、A 重油・灯油は「kL/10a」、ＬＰガスは「kg/10a」、ＬＮＧは「㎥/10a」を使用し、それぞれ、全支援対象者の省エネルギー等対策推進計画の取組面積の合計で除して求める。

（注 2）それぞれの値は小数点以下第１位の数字を四捨五入して記載する。

（注 3）燃料使用量の合計欄には、灯油(L)に 0.939 を、LP ガス(kg)に 1.299 を、LNG(㎥)に 1.560 を乗じて、それぞれを A 重油使用量（L）に換算したもの（換算方法について、以下同様）と A 重油使用量の合計を記載する。なお、それぞれの数値については小数点以下第１位を四捨五入する

## （２）単位生産量当たり燃料使用量の削減

| 目標の内容 | | 施設園芸における単位生産量当たり燃料使用量の削減<br>（〇事業年度） | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 現状値<br>（燃料使用量） | | 目標値<br>（燃料使用量） | | 削減率 | 備考 |
| Ａ重油 | kL | Ａ重油 | kL | % | |
| 灯油 | kL | 灯油 | kL | % | |
| LP ガス | kg | LP ガス | kg | % | |
| LNG | ㎥ | LNG | ㎥ | % | |
| 合計（A 重油換算） | | 合計（A 重油換算） | | % | |
| 生産量<br>t | | 生産量<br>t | | ― | 品目名： |
| kL/t | | kL/t | | % | |
| 算出の根拠、目標達成に向けた取組内容等 | | | | | |
| （生産量の算出の根拠とともに、目標達成に向けた取組内容等について、管内の施設園芸の状況、品目及び栽培面積、省エネに向けた取組等を総合的に記載する。） | | | | | |

(注 1) 燃料使用量欄は、A 重油・灯油は「kL/10a」、ＬＰガスは「kg/10a」、ＬＮＧは「㎥/10a」を使用し、それぞれ、全支援対象者の省エネルギー等対策推進計画の取組面積の合計で除して求める。

(注 2) それぞれの値は小数点以下第１位の数字を四捨五入して記載する。

(注 3) 燃料使用量の合計欄には、灯油(L)に 0.939 を、LP ガス(kg)に 1.299 を、LNG(㎥)に 1.560 を乗じて、それぞれを A 重油使用量（L）に換算したもの（換算方法について、以下同様）と A 重油使用量の合計を記載する。単位生産量当たり燃料使用量は、全支援対象者の省エネルギー等対策推進計画の生産量の合計で除して求める。

(注 4) 重量での把握が困難な場合は、単位を数量に変更してもよいものとする。

(注 5) 支援対象者内で複数の品目を生産している場合は、作付け戸数上位３品目（又は作付け戸数で全体の7割に達するまでの品目）について、枠を追加して記載する。

## （３）民間の金融商品や備蓄タンク等を活用して燃料コストの変動を抑制する目標

| 目標の内容 | 施設園芸における燃料コストの変動を抑制（〇事業年度） | | |
|---|---|---|---|
| 現状値<br>（燃料使用量） | 目標値<br>（燃料コストの変動抑制量） | 抑制率 | 備考 |
| 合計　　kL | 合計　　kL | ％ | |
| 合計　　kg | 合計　　kg | ％ | |
| 合計　　㎥ | 合計　　㎥ | ％ | |
| 算出の根拠、目標達成に向けた取組内容等 | | | |
| （変動抑制量の算出の根拠とともに、目標達成に向けた取組内容等について、管内の施設園芸の状況、品目及び栽培面積、変動抑制の取組等を総合的に記載する。） | | | |

（注１）燃料コストの変動抑制量は、燃料コストの変動が産地の経営に及ぼすリスクに対して、民間の金融商品や備蓄タンク等の活用により、産地が燃料コストの変動に対するリスク軽減に備えている燃料量を記載する（例えば、備蓄タンクの活用であれば、燃料価格が高騰した際に、一定価格（高騰した価格よりも安い価格）で売り渡せることが可能な量）。
（注２）Ａ重油・灯油は「kL」、ＬＰガスは「kg」、ＬＮＧは「㎥」の欄に記載する。
（注３）それぞれの値は小数点以下第１位の数字を四捨五入して記載する。

## （４）過去の燃料使用量削減実績

| | 削減率 | 実施事業年度 | 実績 |
|---|---|---|---|
| 10a 当たり燃料使用量 | 15％ | ～ | kL→　　kL（〇％） |
| | | ～ | kL→　　kL（〇％） |
| | | | kg→　　kg（〇％） |
| | | | kg→　　kg（〇％） |
| | | | ㎥→　　㎥（〇％） |
| | | | ㎥→　　㎥（〇％） |
| 単位生産量当たり燃料使用量 | 15％ | ～ | kL→　　kL（〇％） |
| | | | kg→　　kg（〇％） |
| | | | ㎥→　　㎥（〇％） |

（注１）１期計画、２期計画における目標削減率 15％を達成した場合に削減率を〇で囲む。
（注２）実績はＡ重油・灯油は「kL」、ＬＰガスは「kg」、ＬＮＧは「㎥」の欄にそれぞれ記載し、省エネルギー等対策推進計画策定時の燃料現在使用量及び目標年の燃料使用実績を記載し、その差の率をカッコ内の削減率として記載。

## 第３　低温特例措置の申し出

| | |
|---|---|
| ○事業年度<br>気温測定地点 | |

（注１）気象庁データを基本とするが、それ以外の公的機関が継続的に調査、公表している公式地点のデータを使用する場合は根拠資料を添付すること。
（注２）気温観測地点は事業年度当初計画でのみ申し出が可能とし、事業年度内の変更はできない。
（注３）気温測定地点は、協議会につき１か所とする。

## 第４　事業別内訳

### １　施設園芸セーフティネット構築事業

| 番号 | 支援対象者名 | 燃料購入予定数量） | 燃料補填積立予定額（円）※ | 補助金所要見込額(円) | 対象期間〈事業年度〉 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | ○月～翌○月<br>〈R　〉 | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 合　計 | | | | | | |

（注１）※は、「燃料購入予定数量×積立単価)×1/2」で算出（農家積立分）。
（注２）「対象期間〈事業年度〉」欄は、上段に対象期間（10 月～翌６月）を記入し、下段に積立契約の契約期間の事業年度を〈　〉書きで記入する。
（注３）それぞれの支援対象者について事業参加者の内訳の一覧表（氏名、住所、燃油購入予定数量、燃油補填積立金額等）を作成し、添付する。
（注４)備考欄には、燃料の種類を記載する
)

### ２　推進事業

#### （１）推進・指導事務計画

| 実施時期 | 回数等 | 推進・指導内容等 | 備考 |
|---|---|---|---|
| | | | |

（注）変更の場合は、変更部分が分かるように記載する（例：追加分に下線を付す等）。以下本様式において同じ。

#### （２）審査・交付事務計画

| 実施時期 | 審査・交付事務内容 | 支援対象者数等 | 備考 |
|---|---|---|---|
| | | | |

#### （３）実施確認事務計画

| 実施時期 | 実施確認事務内容 | 支援対象者数等 | 備考 |
|---|---|---|---|
| | | | |

#### （４）その他推進事業の実施に必要な事項

| |
|---|
| |

#### （５）推進事業実施計画の概要

| 事業項目 | 補助対象経費 | 推進事業費（千円） | 備考 |
|---|---|---|---|
| 1　推進・指導事務 | （1）旅費<br>（2）諸謝金<br>（3）委託費<br>（4）事務費<br>（5）役務費<br>（6）賃金 | | |
| | 小計 | | |
| 2　審査・交付事務 | （1）旅費<br>（2）諸謝金<br>（3）委託費<br>（4）事務費<br>（5）役務費<br>（6）賃金 | | |
| | 小計 | | |
| 3　事業実施確認事務 | （1）旅費<br>（2）諸謝金<br>（3）委託費<br>（4）事務費<br>（5）役務費<br>（6）賃金 | | |
| | 小計 | | |
| 4　その他 | （1）旅費<br>（2）諸謝金<br>（3）委託費<br>（4）事務費<br>（5）役務費<br>（6）賃金 | | |
| | 小計 | | |
| | 合　計 | | |

**添付資料**

**1　支援対象者の省エネルギー等対策推進計画**

**2　支援対象者ごとの、セーフティネット事業の事業参加者の申請一覧**（下の様式を参考に作成）

| 氏名 | 住所 | 燃料購入予定数量 | 燃料補填積立予定額(円) ※ | 補助金所要見込額(円) | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | |
| | | | | | |
| 合　計 | | | | | |

（注１）※は、「燃料購入予定数量×積立単価×1/2」で算出（農家積立分）。

（注 2）備考欄には、燃料の種類を記載する。

参考様式第６－２号

# 施設園芸等燃料価格高騰対策事業実施計画書

| 協議会等名： |
|---|

| 実施期間 | ○事業年度 | ○年○月～○年 12 月 |
|---|---|---|

※事業年度は１月～12 月。

## 第１　総括表

| 事業名 | 補助金所要見込額（円） |
|---|---|
| １　茶セーフティネット構築事業<br>２　推進事業 | |
| 合　計 | |

（注）変更の場合は、上段に（　）書きで変更前の数字を、下段に変更後の数字を記入する（以下本様式において同じ。）。

## 第２　本対策に係る目標（省エネルギー等対策推進計画の策定年度ごとに枠を追加して記載）

### （１）１工場当たり燃料使用量を削減する目標

| 目標の内容 | | 茶における１工場当たり燃料使用量の削減（○事業年度） | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 現状値<br>（燃料使用量） | | 目標値<br>（燃料使用量） | | 削減率 | 備考 |
| Ａ重油 | kL | Ａ重油 | kL | % | |
| LP ガス | kg | LP ガス | kg | % | |
| LNG | $m^3$ | LNG | $m^3$ | % | |
| 合計（A 重油換算） | kL | 合計（A 重油換算） | kL | % | |
| 茶工場数 | 工場 | 茶工場数 | 工場 | － | |
| | kL／工場 | | kL／工場 | % | |

| 算出の根拠、目標達成に向けた取組内容等 |
|---|
| （燃料使用量の算出の根拠とともに、目標達成に向けた取組内容等について、管内の茶産地の状況、省エネに向けた取組等を総合的に記載する。） |

（注１）燃料使用量の合計欄には、LP ガス(kg)に 1.299 を、LNG($m^3$)に 1.560 を乗じて、それぞれを A 重油使用量（L）に換算したもの（換算方法について、以下同様）と A 重油使用量の合計を記載する。１工場当たりの燃料使用量は合計値を全支援対象者の省エネルギー等対策推進計画の取組工場合計で除して求める。

（注２）それぞれの値は小数点以下第１位の数字を四捨五入して記載する。

## （２）単位生産量当たり燃料使用量を削減する目標

| 目標の内容 | | 茶における荒茶 1kg 当たり燃料使用量の削減（〇事業年度） | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 現状値<br>（燃料使用量） | | 目標値<br>（燃料使用量） | | 削減率 | 備考 |
| Ａ重油 | kL | Ａ重油 | kL | % | |
| LP ガス | kg | LP ガス | kg | % | |
| LNG | $m^3$ | LNG | $m^3$ | % | |
| 合計（A 重油換算） | kL | 合計（A 重油換算） | kL | % | |
| 荒茶生産量 | t | 荒茶生産量 | t | － | |
| | L/kg | | L/kg | % | |

| 算出の根拠、目標達成に向けた取組内容等 |
|---|
| （燃料使用量の算出の根拠とともに、目標達成に向けた取組内容等について、管内の茶産地の状況、省エネに向けた取組等を総合的に記載する。） |

（注１）燃料使用量の合計欄には、LP ガス、LNG を A 重油使用量に換算したものと A 重油使用量の合計を記載する、単位生産量当たり燃料使用量は、全支援対象者の省エネルギー等対策推進計画の生産量の合計で除して求める。
（注２）それぞれの値は小数点以下第１位の数字を四捨五入して記載する。
（注３）重量での把握が困難な場合は、単位を数量に変更して記載してもよいものとする。

## （３）民間の金融商品や備蓄タンク等を活用して燃料コストの変動を抑制する目標

| 目標の内容 | | 茶における燃料コストの変動を抑制（〇事業年度） | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 現状値<br>（燃料使用量） | | 目標値<br>（燃料コストの変動抑制量） | | 抑制率 | 備考 |
| Ａ重油 | ｋＬ | Ａ重油 | ｋＬ | % | |
| LP ガス | ｋｇ | LP ガス | ｋｇ | % | |
| LNG | $m^3$ | LNG | $m^3$ | % | |
| 合計（A 重油換算） | | 合計（A 重油換算） | | % | |

| 算出の根拠、目標達成に向けた取組内容等 |
|---|
| （変動抑制量の算出の根拠とともに、目標達成に向けた取組内容等について、管内の茶産地の状況、省エネに向けた取組等を総合的に記載する。） |

（注１）燃料コストの変動抑制量は、燃料コストの変動が産地の経営に及ぼすリスクに対して、民間の金融商品や備蓄タンク等の活用により、産地が燃料コストの変動に対するリスク軽減に備えている燃料量を記載する（例えば、備蓄タンクの活用であれば、燃料価格が高騰した際に、一定価格（高騰した価格よりも安い価格）で売り渡せることが可能な量）。

（注２）燃料使用量の合計欄には、LP ガス、LNG を A 重油使用量（L）に換算したものと A 重油使用量の合計を記載する、
（注３）それぞれの値は小数点以下第１位の数字を四捨五入して記載する。

### （４）過去の燃料使用量削減実績

| | 削減率 | 実施事業年度 | 実績 |
|---|---|---|---|
| １工場当たり燃料使用量 | 15% | ～ | ＫＬ→　　ＫＬ（○%） |
| | 15% | ～ | ＫＬ→　　ＫＬ（○%） |
| 荒茶１kg 当たり燃料使用量 | 15% | ～ | Ｌ→　　Ｌ（○%） |

（注１）１期計画、２期計画における目標削減率 15%を達成した場合に削減率を○で囲む。
（注２）実績欄は省エネルギー等対策推進計画策定時の燃料現在使用量及び目標年の燃料使用実績を記載し、その差をカッコ内の削減率として記載。

## 第３　事業別内訳

### １　茶セーフティネット構築事業

| 番号 | 支援対象者名 | 燃料購入予定数量 | 燃料補填積立予定額（円）※ | 補助金所要見込額(円) | 対象期間〈事業年度〉 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | L<br>kg<br>㎥ | | | ○月～○月<br>〈○〉 | |
| | | L<br>kg<br>㎥ | | | | |
| | | L<br>kg<br>㎥ | | | | |
| 合　計 | | L<br>kg<br>㎥ | | | | |

（注１）※は、燃料の種類ごとに「燃料購入予定数量×積立単価×1/2」で算出（農家積立分）し、合計額を記載する。
（注２）燃料購入予定数量欄は、A 重油は「L」、LP ガスは「kg」、LNG は「㎥」を使用する。
（注３）「対象期間〈事業年度〉」欄は、上段に対象期間（４月～10 月）を記入し、下段に積立契約の契約期間の事業年度を〈　〉書きで記入する。
（注４）それぞれの支援対象者について事業参加者の内訳の一覧表（氏名、住所、燃料ごとの購入予定数量、燃料ごとの補填積立金額等）を作成し、添付する。
（注５）申請数が多い場合等は、本表を別葉とする。

### ２　推進事業

#### （１）推進・指導事務計画

| 実施時期 | 回数等 | 推進・指導内容等 | 備考 |
|---|---|---|---|
| | | | |

（注）変更の場合は、変更部分が分かるように記載する（例：追加分に下線を付す等）。以下本様式において同じ。

#### （２）審査・交付事務計画

| 実施時期 | 審査・交付事務内容 | 支援対象者数等 | 備考 |
|---|---|---|---|
| | | | |

（３）実施確認事務計画

| 実施時期 | 実施確認事務内容 | 支援対象者数等 | 備考 |
|---|---|---|---|
| | | | |

（４）その他推進事業の実施に必要な事項

| |
|---|
| |

（５）推進事業実施計画の概要

| 事業項目 | 補助対象経費 | 推進事業費（千円） | 備考 |
|---|---|---|---|
| 1　推進・指導事務 | （1）旅費<br>（2）諸謝金<br>（3）委託費<br>（4）事務費<br>（5）役務費<br>（6）賃金 | | |
| | 小計 | | |
| 2　審査・交付事務 | （1）旅費<br>（2）諸謝金<br>（3）委託費<br>（4）事務費<br>（5）役務費<br>（6）賃金 | | |
| | 小計 | | |
| 3　事業実施確認事務 | （1）旅費<br>（2）諸謝金<br>（3）委託費<br>（4）事務費<br>（5）役務費<br>（6）賃金 | | |
| | 小計 | | |
| 4　その他 | （1）旅費<br>（2）諸謝金<br>（3）委託費<br>（4）事務費<br>（5）役務費<br>（6）賃金 | | |
| | 小計 | | |
| | 合　計 | | |

添付資料

１　支援対象者の省エネルギー等対策推進計画

２　支援対象者ごとの、セーフティネット事業の事業参加者の申請一覧（下の様式を参考に作成）

| 氏名 | 住所 | 燃料購入予定数量 | 燃料補填積立予定額(円) ※ | 補助金所要見込額(円) | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | L | 円 | 円 | |
| | | kg | 円 | | |
| | | ㎥ | 円 | | |
| | | L | 円 | 円 | |
| | | kg | 円 | | |
| | | ㎥ | 円 | | |
| 合　計 | | L | 円 | 円 | |
| | | kg | 円 | | |
| | | ㎥ | 円 | | |

（注１）※は、「燃料購入予定数量×積立単価×1/2」で算出（農家積立分）。

（注２）燃料購入予定数量欄は、A 重油は「L」、LP ガスは「kg」、LNG は「㎥」を使用する。

参考様式第７－１号

（施設園芸用）

# 省エネルギー等対策推進計画

（品目名:　　）

| | |
|---|---|
| 計画期間 | 年間（　事業年度～　事業年度） |
| 都道府県名 | |
| 市町村名 | |
| 計画策定主体名 | |
| 計画策定主体代表者氏名 | |
| 計画参画者数 | |
| 住所（主たる事務所） | |
| 電話番号（主たる事務所） | |
| メールアドレス | |

## 第１　産地における燃料使用量削減等の目標

### １　施設園芸における省エネルギー等対策推進の考え方

| |
|---|
| |

（注）当該産地における施設園芸の経営に関する現状と課題、省エネルギー等対策推進計画の実践を踏まえた今後の展開方向について記入する。

### ２過去の燃料使用量削減実績

| | 削減率 | 実施事業年度 | 実績 |
|---|---|---|---|
| 10a 当たり燃料使用量 | 15％ | ～ | kL→　　kL（○％） |
| | | ～ | kL→　　kL（○％） |
| | | ～ | kg→　　kg（○％） |
| | | ～ | kg→　　kg（○％） |
| | | ～ | ㎥→　　㎥（○％） |
| | | ～ | ㎥→　　㎥（○％） |
| 単位生産量当たり燃料使用量 | 15％ | ～ | kL→　　kL（○％） |
| | | ～ | kg→　　kg（○％） |
| | | ～ | ㎥→　　㎥（○％） |

（注1）1期計画、2期計画における目標削減率 15％を達成した場合に削減率を○で囲む。
（注2）実績は A 重油・灯油は「kL」、LPガスは「kg」、LNGは「㎥」の欄にそれぞれ記載し、省エネルギー等対策推進計画策定時の燃料現在使用量及び目標年の燃料使用実績を記載し、その差の率をカッコ内の削減率として記載。

## ３　燃料使用量削減等の目標

### （１）10a 当たり燃料使用量を削減する目標

| 燃料の種類 | 年間（加温期間）使用量 | | 削減量<br>③＝①－② | 削減率<br>④＝③／①×100 |
|---|---|---|---|---|
| | 現　在 ① | 目　標② | | |
| A重油 | kL | kL | kL | % |
| 灯油 | kL | kL | kL | % |
| LPガス | kg | kg | kg | % |
| LNG | ㎥ | ㎥ | ㎥ | % |
| 合計（A 重油換算） | kL | kL | kL | % |
| 10a 当たり | kL | kL | kL | % |

（注1）省エネルギー等対策推進計画に参画する者が経営する温室面積（計画該当品目）を対象に記載する。

（注2）年間(加温期間)使用量の「現在」及び「目標」欄は、第2の「（1）10a 当たりの燃料使用量の削減を目標とする者の取組計画一覧」の合計欄から転記する。なお、それぞれの数値については小数点以下第1位を四捨五入する。

（注3）燃料使用量の合計欄には、灯油(L)に 0.939 を、LP ガス(kg)に 1.299 を、LNG(㎥)に 1.560 を乗じて、それぞれを A 重油使用量（L）に換算したもの（換算方法について、以下同様）と A 重油使用量の合計を記載する。なお、それぞれの数値については小数点以下第1位を四捨五入する。

### （２）単位生産量当たり燃料使用量を削減する目標

| | 年間（加温期間）生産量 | | 削減量<br>③＝①－② | 削減率<br>④＝③／①×100 |
|---|---|---|---|---|
| | 現　在① | 目　標② | | |
| 生産量<br>（品目名：　　） | t | t | | |
| 1t 当たりの<br>燃料使用量 | kL | kL | kL | % |
| | kg | kg | kg | |
| | ㎥ | ㎥ | ㎥ | |

（注1）省エネルギー等対策推進計画に参画する者が経営する温室面積（計画該当品目）を対象に記載する。
（注2）年間(加温期間)生産量の「現在」及び「目標」欄は、第2の「（2）単位生産量当たり燃料使用量の削減を目標する者の取組計画一覧」の合計欄から転記する。なお、それぞれの数値については小数点以下第1位を四捨五入する。
（注3）重量での把握が困難な場合は、単位を数量に変更して記載してもよいものとする。
（注4）支援対象者内で複数の品目を生産している場合は、作付け戸数上位3品目（又は作付け戸数で全体の7割に達するまでの品目）について、枠を追加して記載する。

## （３）民間の金融商品や備蓄タンク等を活用して燃料コストの変動を抑制する目標

| 燃料の種類 | 年間（加温期間）<br>使用量：現在　① | 年間（加温期間）<br>抑制量：目標　② | 抑制率<br>③＝②／①×100 |
|---|---|---|---|
| A重油 | kL | kL | % |
| 灯油 | kL | kL | % |
| LPガス | kg | kg | % |
| LNG | ㎥ | ㎥ | % |

（注1）省エネルギー等対策推進計画に参画する者が経営する温室面積（計画該当品目）を対象に記載する。
（注2）年間(加温期間)使用量及び抑制量欄は、第2の「（3）民間の金融商品や備蓄タンク等を活用して燃料コストの変動を抑制することを目標とする者の取組計画一覧」の合計欄から転記する。なお、それぞれの数値については小数点以下第1位を四捨五入する。

## 第２　目標達成に向けた取組手段

### （１）10a 当たり燃料使用量の削減を目標とする者の取組計画一覧

| No. | 氏名 | 温室面積 | 燃料使用量 | | 省エネ設備導入計画 | | | 省エネ加速化特例 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 現在 | 目標 | 事業年度 | 事業年度 | 事業年度 | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | 台 | 台 | 台 | |
| | | a | L | L | a | a | a | |
| | | | | | （参考） | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | 台 | 台 | 台 | |
| | | a | L | L | a | a | a | |
| | | | | | （参考） | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | 台 | 台 | 台 | |
| | | a | L | L | a | a | a | |
| | | | | | （参考） | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | 台 | 台 | 台 | |
| | | a | L | L | a | a | a | |
| | | | | | （参考） | | | |
| | | | | | | | | |
| 合計 | | ha | L | L | 台 | 台 | 台 | |
| | | | | | ha | ha | ha | |
| 10a 当たり | | | L | L | （参考） | | | |

（注1）本取組計画一覧は燃料種類別に作成することとし、LPガスは「kg」、LNGは「㎥」に単位を修正する。

（注2）計画参画者個々の省エネルギー等対策取組計画から転記する。

（注3）燃料使用量（現在、目標）欄は、算定方法を確認できる資料等の根拠資料を添付のうえ産地の合計のみの記載とすることも可能とする。

（注4）省エネ設備導入計画の欄は、上段に導入設備を、中段に導入台数を、下段に導入温室面積を記載する。

（注5）別紙１－１の第3の４（3）ウの規定に取り組む者は省エネ加速化特例の欄に「○」を記入する。

（注6）申請数が多い場合等は、本表を別葉とする。

**【添付資料】現在の燃料使用量、目標の燃料使用量の算定方法を確認できる資料**

（2）単位生産量当たり燃料使用量の削減を目標とする者の取組計画一覧

| No. | 氏名 | 温室面積 | 燃料使用量 | | 生産量 | | 省エネ設備・生産性向上設備導入計画 | | | 省エネ加速化特例 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 現在 | 目標 | 現在 | 目標 | 事業年度 | 事業年度 | 事業年度 | |
| | | a | L | L | t<br>（ L/t） | t<br>（ L/t） | 台<br>a<br>（参考） | 台<br>a | 台<br>a | |
| | | a | L | L | t<br>（ L/t） | t<br>（ L/t） | 台<br>a<br>（参考） | 台<br>a | 台<br>a | |
| | | a | L | L | t<br>（ L/t） | t<br>（ L/t） | 台<br>a<br>（参考） | 台<br>a | 台<br>a | |
| | | a | L | L | t<br>（ L/t） | t<br>（ L/t） | 台<br>a<br>（参考） | 台<br>a | 台<br>a | |
| 合計 | | a | L | L | t<br>（ L/t） | t<br>（ L/t） | 台<br>a<br>（参考） | 台<br>a | 台<br>a | |

（注1）本取組計画一覧は燃料種類別に作成することとし、LPガスは「kg」、LNGは「㎥」に単位を修正する。
（注2） 計画参画者個々の省エネルギー等対策取組計画から転記する。
（注3） 燃料使用量（現在、目標）及び生産量（現在、目標）欄は、算定方法を確認できる資料等の根拠資料を添付のうえ産地の合計のみの記載とすることも可能とする。
（注4） 重量での把握が困難な場合は、単位を数量に変更して記載してもよいものとする。
（注5） 省エネ設備・生産性向上設備導入計画の欄は、上段に導入設備を、中段に導入台数を、下段に導入温室面積を記載する。
（注6） 別紙1－1の第3の4（3）ウの規定に取り組む者は省エネ加速化特例の欄に「○」を記入する。
（注7） 申請数が多い場合等は、本表を別葉とする。

**【添付資料】燃料使用量・生産量の算定方法を確認できる資料**

（3）民間の金融商品や備蓄タンク等を活用して燃料コストの変動を抑制することを目標とする者の取組計画一覧

| No. | 氏名 | 温室面積 | 燃料使用量（現在） | 燃料コストの変動抑制量（目標） | 変動抑制取組計画 | | | 省エネ加速化特例 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 事業年度 | 事業年度 | 事業年度 | |
| | | a | L | L | （参考） | | | |
| | | a | L | L | （参考） | | | |
| | | a | L | L | （参考） | | | |
| | | a | L | L | （参考） | | | |
| 合計 | | ha | L | L | （参考） | | | |

（注 1）本取組計画一覧は燃料種類別に作成することとし、LPガスは「kg」、LNGは「㎥」に単位を修正する。

（注2） 変動抑制取組計画については、支援対象者が一体的に取り組む場合は、合計欄にのみ記載。
計画参画者が個別に取り組む場合は、個々の省エネルギー等対策取組計画から転記する。

（注3） 燃料コストの変動抑制量は、燃料コストの変動が産地の経営に及ぼすリスクに対して、民間の金融商品や備蓄タンク等の活用により、産地が燃料コストの変動に対するリスク軽減に備えている燃料量を記載する（例えば、備蓄タンクの活用であれば、燃料価格が高騰した際に、一定価格（高騰した価格よりも安い価格）で〇〇kL 売り渡せることが可能な量）。

（注4）変動抑制取組計画の（参考）欄には、どの事業年度からどのような取組により、燃料価格や燃料使用量の変動を抑制するのかが分かるよう記載する。

（注5）別紙1－1の第3の4（3）ウの規定に取り組む者は省エネ加速化特例の欄に「〇」を記入する。

（注6） 申請数が多い場合等は、本表を別葉とする。

（注7） 燃料価格や燃料使用量の変動を抑制するための取組内容は支援対象者ごとに異なることから、本表については、事業主体と協議の下、適宜変更することも可能とする。

【添付資料】

現在の燃料使用量、目標の変動抑制量の算定方法を確認できる資料

参考様式第７－２号

（茶）

# 省エネルギー等対策推進計画

| | |
|---|---|
| 計画期間 | 年間（○事業年度～○事業年度） |
| 都道府県名 | |
| 市町村名 | |
| 計画策定主体名 | |
| 計画策定主体代表者氏名 | |
| 計画参画茶工場数 | |
| 住所（主たる事務所） | |
| 電話番号（主たる事務所） | |
| メールアドレス | |

## 第１　産地における燃料使用量削減等の目標

### １　茶における省エネルギー等対策推進の考え方

| |
|---|
| |

(注)当該産地における茶の経営に関する現状と課題、省エネルギー等対策推進計画の実践を踏まえた今後の展開方向について記入する。

### ２　過去の燃料使用量削減実績

| | 削減率 | 実施事業年度 | 実績 |
|---|---|---|---|
| １工場当たり燃料使用量 | 15% | ～ | KL→　　KL(〇%) |
| | 15% | ～ | KL→　　KL(〇%) |
| 荒茶1kg 当たり燃料使用量 | 15% | ～ | L→　　L(〇%) |

(注1)1期計画、2期計画における目標削減率 15%を達成した場合に削減率を〇で囲む。

(注2)実績欄は省エネルギー等対策推進計画策定時の燃料現在使用量及び目標年の燃料使用実績を記載し、その差をカッコ内の削減率として記載。

### ３　燃料使用量削減の目標

#### （１）１工場当たり燃料使用量を削減する目標

| 燃料の種類 | 年間(対象期間)使用量 | | 削減量 | 削減率 |
|---|---|---|---|---|
| | 現　在 ① | 目　標 ② | ③＝①－② | ④＝③／①×100 |
| A重油 | kL | kL | kL | % |
| LPガス | kg | kg | kg | % |
| LNG | ㎥ | ㎥ | ㎥ | % |
| 合計(A 重油換算) | kL | kL | kL | % |
| 取組工場数 | 工場 | 工場 | | |
| 一工場当たり | kL | kL | kL | % |

(注1)省エネルギー等対策推進計画に参画する者が経営する茶工場を対象に記載する。

(注2)年間(対象期間)使用量の「現在」及び「目標」欄は、第2の「(1)1工場当たり燃料使用量の削減を目標とする者の取組計画一覧」の合計欄から転記する。

(注3)燃料使用量の合計欄には、LP ガス(kg)に 1.299 を、LNG(㎥)に 1.560 を乗じて、それぞれを A 重油使用量（L）に換算したもの（換算方法について、以下同様）と A 重油使用量の合計を記載する。なお、それぞれの数値については小数点以下第1位を四捨五入する。

## （２）単位生産量当たり燃料使用量を削減する目標

| 燃料の種類 | 年間（対象期間）使用量 | | 削減量<br>③＝①－② | 削減率<br>④＝③／①×100 |
|---|---|---|---|---|
| | 現　在<br>① | 目　標<br>② | | |
| A重油 | kL | kL | kL | % |
| LPガス | kg | kg | kg | % |
| LNG | ㎥ | ㎥ | ㎥ | % |
| 合計（A 重油換算）⑤ | kL | kL | kL | % |
| 処理する荒茶数量⑥ | t | t | t | % |
| 荒茶1kg あたりの<br>燃料使用量⑦=⑤／⑥ | L | L | L | % |

（注1）省エネルギー等対策推進計画に参画する者が経営する茶工場を対象に記載する。

（注2）年間（対象期間）使用量の「現在」及び「目標」欄は、第2の「（2）単位生産量当たり燃料使用量の削減を目標とする者の取組計画一覧」の合計欄から転記する。

（注3）燃料使用量の合計欄には、LP ガス、LNG を A 重油使用量に換算したものと A 重油使用量の合計を記載する。なお、値については小数点以下第1位を四捨五入する。

（注4）重量での把握が困難な場合は、単位を数量に変更して記載してもよいものとする。

## （３）民間の金融商品や備蓄タンク等を活用して燃料コストの変動を抑制する目標

| 燃料の種類 | 年間（対象期間）<br>使用量：現在　① | 年間（対象期間）<br>抑制量：目標　② | 抑制率<br>③＝②/①×100 |
|---|---|---|---|
| A 重油 | kL | kL | % |
| LPガス | kg | kg | % |
| LNG | ㎥ | ㎥ | % |
| 合計<br>（A 重油換算） | kL | kL | % |

（注1）省エネルギー等対策推進計画に参画する者が経営する茶工場を対象に記載する。

(注2)年間(対象期間)使用量及び抑制量欄は、第2の「(3)民間の金融商品や備蓄タンク等を活用して燃料コストの変動を抑制することを目標とする者の取組計画一覧」の合計欄から転記する。

(注3)燃料使用量の合計欄には、LP ガス、LNG を A 重油使用量に換算したものと A 重油使用量の合計を記載する。なお、値については小数点以下第1位を四捨五入する。

## 第２　目標達成に向けた取組手段

### （１）１工場当たり燃料使用量の削減を目標とする者の取組計画一覧

| No. | 氏　名 | 燃料使用量 | | 省エネ型茶加工機械の導入計画 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 現在 ① | 目標 ② | ○事業年度 | ○事業年度 | ○事業年度 |
| | | L | L | | | |
| | | L | L | 台 | 台 | 台 |
| | | kg | kg | (参考) | | |
| | | ㎥ | ㎥ | | | |
| | | L | L | | | |
| | | L | L | 台 | 台 | 台 |
| | | kg | kg | (参考) | | |
| | | ㎥ | ㎥ | | | |
| | | L | L | | | |
| | | L | L | 台 | 台 | 台 |
| | | kg | kg | (参考) | | |
| | | ㎥ | ㎥ | | | |
| 合　計 | | L | L | | | |
| | | 工場 | 工場 | 台 | 台 | 台 |
| | | L/工場 | L/工場 | (参考) | | |
| 削減率((①－②)／①)×100 | | | | | | |

(注1)計画参画者個々の省エネルギー等対策取組計画から転記する。

(注2)燃料使用量(現在、目標)欄は、最上段に A 重油、LP ガス、LNG 使用量を A 重油換算した数値を入力し、下段点線枠内に燃料ごとの内訳を記載する。算定方法を確認できる資料等の根拠資料を添付のうえ産地の合計のみの記載とすることも可能とする。

(注3)省エネ型茶加工機械の導入計画の欄は、上段に導入設備を、下段に導入台数を記載する。

（注4）申請数が多い場合等は、本表を別葉とする。

【添付資料】
現在の燃料使用量、目標の燃料使用量の算定方法を確認できる資料

（２）単位生産量当たり燃料使用量の削減を目標とする者の取組計画一覧

| No. | 氏名 | 燃料使用量（荒茶 1kg 当たり） | | 生産量 | | 省エネ型茶加工機械の導入計画 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 現在① | 目標② | 現在① | 目標② | ○事業年度 | | ○事業年度 | | ○事業年度 | |
| | | L | L | t | t | | | | | | |
| | | L | L | | | | | | | | |
| | | kg | kg | | | | 台 | | 台 | | 台 |
| | | ㎥ | ㎥ | | | （参考） | | | | | |
| | | L | L | t | t | | | | | | |
| | | L | L | | | | | | | | |
| | | kg | kg | | | | 台 | | 台 | | 台 |
| | | ㎥ | ㎥ | | | （参考） | | | | | |
| | | L | L | t | t | | | | | | |
| | | L | L | | | | | | | | |
| | | kg | kg | | | | 台 | | 台 | | 台 |
| | | ㎥ | ㎥ | | | （参考） | | | | | |
| 合　計 | | L | L | t | t | | | | | | |
| | | | | | | | 台 | | 台 | | 台 |
| | | | | | | （参考） | | | | | |

（注1）計画参画者個々の省エネルギー等対策取組計画から転記する。
（注2）燃料使用量（現在、目標）欄は、最上段にＡ重油、LP ガス、LNG 使用量をＡ重油換算した数値を入力し、下段点線枠内に燃料ごとの内訳を記載する。生産量（現在、目標）欄とともに、算定方法を確認できる資料等の根拠資料を添付のうえ産地の合計のみの記載とすることも可能とする。
（注3）重量での把握が困難な場合は、単位を数量に変更して記載してもよいものとする。
（注4）省エネ設備・生産性向上設備導入計画の欄は、上段に導入設備を、下段に導入台数を記載する。
（注5）申請数が多い場合等は、本表を別葉とする。

【添付資料】
現在の燃料使用量・生産量、目標の燃料使用量・生産量の算定方法を確認できる資料

（3）民間の金融商品や備蓄タンク等を活用して燃料コストの変動を抑制することを目標とする者の取組計画一覧

| No. | 氏名 | 燃料使用量（現在） | 燃料コストの変動抑制量（目標） | 変動抑制取組計画 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | ○事業年度 | ○事業年度 | ○事業年度 |
| | | L | L | （参考） | | |
| | | L | L | | | |
| | | kg | kg | | | |
| | | ㎥ | ㎥ | | | |
| | | L | L | （参考） | | |
| | | L | L | | | |
| | | kg | kg | | | |
| | | ㎥ | ㎥ | | | |
| | | L | L | （参考） | | |
| | | L | L | | | |
| | | kg | kg | | | |
| | | ㎥ | ㎥ | | | |
| 合計（A 重油換算） | | L | L | （参考） | | |

（注1）変動抑制取組計画については、支援対象者が一体的に取り組む場合は、合計欄にのみ記載。計画参画者が個別に取り組む場合は、個々の省エネルギー等対策取組計画から転記する。

（注2）燃料コストの変動抑制量は、燃料コストの変動が産地の経営に及ぼすリスクに対して、民間の金融商品や備蓄タンク等の活用により、産地が燃料コストの変動に対するリスク軽減に備えている燃料量を記載する（例えば、備蓄タンクの活用であれば、燃料価格が高騰した際に、一定価格（高騰した価格よりも安い価格）で売り渡せることが可能な量）。

（注3）燃料使用量（現在、目標）欄は、最上段にA重油、LPガス、LNG使用量をA重油換算した数値を入力し、下段点線枠内に燃料ごとの内訳を記載する。

（注4）変動抑制取組計画の（参考）欄には、どの事業年度からどのような取組により、燃料価格や燃料使用量の変動を抑制するのかが分かるよう記載する。

（注5）申請数が多い場合等は、本表を別葉とする。

（注6）燃料価格や燃料使用量の変動を抑制するための取組内容は支援対象者ごとに異なることから、本表については、事業主体と協議の下、適宜変更することも可能とする。

【添付資料】
現在の燃料使用量、目標の燃料使用量の算定方法を確認できる資料

参考様式第８－１号

# 施設園芸等燃料価格高騰対策実施状況報告書（〇事業年度）

| 協議会名： |
|---|
| |

## 第１　総括表

### （１）補助金総括表

| 事業名 | 補助金額（円） |
|---|---|
| １　施設園芸セーフティネット構築事業<br>２　推進事業 | |
| 合　計 | |

（注）推進事業は実績額、セーフティネット事業は燃料補填金積立金に対する補助金額を記入。

### （２）資金の収支状況（施設園芸等燃料価格高騰対策資金）

| 区　　分 | 金　　額（円） | 備　考 |
|---|---|---|
| １．収　入　(a)+(b)+(c)+(d) | | |
| 前年度繰越額　(a) | | |
| 今年度造成額　(b) | | |
| 運　用　益　(c) | | |
| その他の収入　(d) | | |
| ２．支　出　(a)'+(b)' | | |
| 補助金支出　(a)' | | |
| その他支出　(b)' | | |
| 次期繰越金　（１－２）<br>（又は残額） | | |

なお、今後の支出見込みの分かる資料を添付すること

## 第２　事業別内訳

### １　施設園芸セーフティネット構築事業

### （セーフティネット加入構成員の内訳）

| 番号 | 支援対象者名 | 燃料購入設定数量 | 燃料補填金積立額（円）※ | 〇年度補填金支払額（円） | | 対象期間 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | うち補助金 | | |
| | | | | | | 〇年〇月～〇年〇月 | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 合　計 | | | | | | | |

(注1)※は、「燃料購入予定数量×積立単価×1/2」で算出(農家積立分)。

(注2)それぞれの支援対象者について事業参加者の内訳の一覧表(氏名、住所、燃料購入設定数量、

燃料補填積立金額、当該年度補填金支払額、備考欄に燃料の種類）を作成し、添付する。
（注3）件数が多い場合等は、本表を別葉とする。
（注4）番号は、事業実施計画と同じ番号を用いること。

## ２　推進事業

### （１）総括表

| 区分 | 事業に要した経費 | 補助金の額 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 推進事業費 | 円 | 円 | |

### （２）取組内容及び効果等

①推進・指導事務

②審査・交付事務

③実施確認事務

④その他推進事業の実施に必要な事項

（注）それぞれの取組内容を簡潔に記載するとともに、実施の効果等を記載する。

第３　目標の達成状況（毎年度報告）

１　省エネルギー等対策推進計画に取り組んだ事業年度：
　　令和〇事業年度（目標年度：令和〇事業年度）

（１）当初目標

（10a 当たり燃料使用量を削減する目標）

| 燃料の種類 | 年間（加温期間）使用量 | | 削減量 | 削減率 |
|---|---|---|---|---|
| | 現　在 ① | 目　標② | ③＝①－② | ④＝③／①×100 |
| A重油 | kL | kL | kL | % |
| 灯油 | kL | kL | kL | % |
| LPガス | kg | kg | kg | % |
| LNG | ㎥ | ㎥ | ㎥ | % |
| 合計（A 重油換算） | kL | kL | kL | % |
| 10a 当たり | kL | kL | kL | % |

（注）省エネルギー等対策推進計画第１の3の（1）10a 当たり燃料使用量を削減する目標から転記する。

（単位生産量当たり燃料使用量を削減する目標）

| | 年間（加温期間）生産量 | | 削減量 | 削減率 |
|---|---|---|---|---|
| | 現　在① | 目　標② | ③＝①－② | ④＝③／①×100 |
| 生産量<br>（品目名：　　） | t | t | | % |
| 1t 当たりの<br>燃料使用量 | kL | kL | kL | |
| | kg | kg | kg | |
| | ㎥ | ㎥ | ㎥ | |

（注1）省エネルギー等対策推進計画第１の2の（2）単位生産量当たり燃料使用量を削減する目標から転記する。

（注2）重量での把握が困難な場合は、単位を数量に変更して記載してもよいものとする。

（民間の金融商品や備蓄タンク等を利用して燃料コストの変動を抑制する目標）

| 燃料の種類 | 年間（加温期間）<br>使用量：現在　① | 年間（加温期間）<br>抑制量：目標　② | 抑制率<br>③＝②／①×100 |
|---|---|---|---|
| A重油 | kL | kL | % |
| 灯油 | kL | kL | % |
| LPガス | kg | kg | % |
| LNG | ㎥ | ㎥ | % |

（注）省エネルギー等対策推進計画第１の2の（3）民間の金融商品や備蓄タンク等を活用して燃油コストの変動を抑制する目標から転記する。

（２）達成状況

（10a 当たり燃料使用量を削減）

| 燃料の種類 | 年間（加温期間）使用量実績<br>⑤ | 削減率<br>⑥＝(①－⑤)/①×100 |
|---|---|---|
| A重油 | kL | % |
| 10a 当たり | kL | % |
| 灯油 | kL | % |
| 10a 当たり | kL | % |
| LPガス | kg | % |
| 10a 当たり | kg | % |
| LNG | ㎥ | % |
| 10a 当たり | ㎥ | % |

（注）「年間(加温期間)使用量実績」欄は、省エネルギー等対策推進計画に取り組んだ年度における使用量実績（小数点以下第1位を四捨五入）を記載する。

（単位生産量当たり燃料使用量を削減）

| | 年間（加温期間）<br>生産量実績 ⑤ | 削減率<br>⑥＝(①－⑤)/①×100 |
|---|---|---|
| 生産量<br>（品目名：　　） | t | |
| 1t当たりの<br>燃料使用量 | kL | % |
| | kg | % |
| | ㎥ | % |

（注1）「年間(加温期間)生産量実績」欄は、省エネルギー等対策推進計画に取り組んだ年度における生産量実績（小数点以下第1位を四捨五入）を記載する。

（注2） 重量での把握が困難な場合は、単位を数量に変更して記載してもよいものとする。

（注3） 支援対象者内で複数の品目を生産している場合は、作付け戸数上位3品目（又は作付け戸数で全体の7割に達するまでの品目）について、枠を追加して記載する。

（民間の金融商品や備蓄タンク等を活用して燃料コストの変動を抑制）

| 燃料の種類 | 年間（加温期間）<br>抑制量実績　④ | 抑制率<br>⑤＝④/①×100 |
|---|---|---|
| A重油 | kL | % |
| 灯油 | kL | % |
| LPガス | kg | % |
| LNG | $m^3$ | % |

（注）「年間(加温期間)抑制量実績」欄は、省エネルギー等対策推進計画に取り組んだ年度における抑制量実績（小数点以下第1位を四捨五入）を記載する。

## ２　目標未達成の場合、達成に向けた取組の方向性

| |
|---|
| |

参考様式第８―２号

# 施設園芸等燃料価格高騰対策実施状況報告書（〇事業年度）

| 協議会名： |
|---|
| |

## 第１　総括表

### （１）補助金総括表

| 事業名 | 補助金額（円） |
|---|---|
| １　茶セーフティネット構築事業<br>２　推進事業 | |
| 合　計 | |

（注）推進事業は実績額、セーフティネット事業は燃料補填金積立額に対する補助金額を記入。

### （２）資金の収支状況（施設園芸等燃料価格高騰対策資金）

| 区　　分 | 金　　額（円） | 備　考 |
|---|---|---|
| １．収　入　(a)+(b)+(c)+(d) | | |
| 前年度繰越額　(a) | | |
| 今年度造成額　(b) | | |
| 運　用　益　(c) | | |
| その他の収入　(d) | | |
| ２．支　出　(a)'+(b)' | | |
| 補助金支出　(a)' | | |
| その他支出　(b)' | | |
| 次期繰越金　（１－２）<br>（又は残額） | | |

なお、今後の支出見込みの分かる資料を添付すること

第２　事業別内訳

１　茶セーフティネット構築事業

（セーフティネット加入構成員の内訳）

| 番号 | 支援対象者名 | 燃料購入設定数量 | 燃料補填金積立額(円)※ | ○年度補填金支払額(円) | | 対象期間 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | うち補助金 | | |
| | | L<br>kg<br>㎥ | | | | ○年○月～○年○月 | |
| | | L<br>kg<br>㎥ | | | | | |
| | | L<br>kg<br>㎥ | | | | | |
| 合　計 | | L<br>kg<br>㎥ | | | | | |

（注１）※は、燃料の種類ごとに「燃料購入予定数量×積立単価×1/2」で算出（農家積立分）し、合計額を記載する。

（注２）燃料購入設定数量は、A 重油は「L」、LP ガスは「kg」、LNG は「㎥」を使用する。

（注３）それぞれの支援対象者について事業参加者の内訳の一覧表（氏名、住所、燃料ごとの購入設定数量、燃料補填金積立額、当該年度補填金支払額等）を作成し、添付する。

（注４）件数が多い場合等は、本表を別葉とする。

（注５）番号は、事業実施計画と同じ番号を用いること。

２　推進事業

（１）総括表

| 区分 | 事業に要した経費 | 補助金の額 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 推進事業費 | 円 | 円 | |

（２）取組内容及び効果等

| |
|---|
| ①推進・指導事務<br><br>②審査・交付事務<br><br>③実施確認事務<br><br>④その他推進事業の実施に必要な事項 |

（注）それぞれの取組内容を簡潔に記載するとともに、実施の効果等を記載する。

## 第３　目標の達成状況（毎年度報告）

１　省エネルギー等対策推進計画に取り組んだ事業年度：令和〇事業年度
（目標年度：令和〇事業年度）

（１）当初目標
（1工場当たり燃料使用量を削減する目標）

| 燃料の種類 | 年間（対象期間）使用量 | | 削減量 | 削減率 |
|---|---|---|---|---|
| | 現　在 ① | 目　標 ② | ③＝①－② | ④＝③／①×100 |
| A重油 | kL | kL | kL | % |
| LPガス | kg | kg | kg | % |
| LNG | ㎥ | ㎥ | ㎥ | % |
| 合計（A 重油換算） | kL | kL | kL | % |
| 取組工場数 | 工場 | 工場 | | |
| 一工場当たり | kL | kL | kL | % |

（注）省エネルギー等対策推進計画第 1 の3の（1）1工場当たり燃料使用量を削減する目標から転記する。

（単位生産量当たり燃料使用量を削減する目標）

| 燃料の種類 | 年間（対象期間）使用量 | | 削減量<br>③＝①－② | 削減率<br>④＝③／①×100 |
|---|---|---|---|---|
| | 現　在<br>① | 目　標<br>② | | |
| A重油 | kL | kL | kL | % |
| LPガス | kg | kg | kg | % |
| LNG | ㎥ | ㎥ | ㎥ | % |
| 合計（A 重油換算）⑤ | kL | kL | kL | % |
| 処理する荒茶数量⑥ | t | t | t | % |
| 荒茶1kg 当たりの<br>燃料使用量⑦=⑤／⑥ | L | L | L | % |

（注1） 省エネルギー等対策推進計画第１の3の（2）単位生産量当たり燃料使用量を削減する目標から転記する。

（注2） 重量での把握が困難な場合は、単位を数量に変更して記載してもよいものとする。

（民間の金融商品や備蓄タンク等を利用して燃料コストの変動を抑制する目標）

| 燃料の種類 | 年間（対象期間）<br>使用量：現在　① | 年間（対象期間）<br>抑制量：目標　② | 抑制率<br>③＝②／①×100 |
|---|---|---|---|
| A重油 | kL | kL | % |
| LPガス | kg | kg | % |
| LNG | ㎥ | ㎥ | % |
| 合計<br>（A 重油換算） | kL | kL | % |

（注）省エネルギー等対策推進計画第１の3の（3）民間の金融商品や備蓄タンク等を活用して燃料コストの変動を抑制する目標から転記する。

## （２）達成状況

### （1工場当たりの燃料使用量を削減）

| 燃料の種類 | 年間（対象期間）使用量実績<br>⑤ | 削減率<br>⑥＝(①－⑤)/①×100 |
|---|---|---|
| A重油 | kL | % |
| LP ガス | kg | % |
| LNG | ㎥ | % |
| 合計（A 重油換算） | kL | % |
| 1工場当たり | kL | % |

（注1）「年間(対象期間)使用量実績」欄は、省エネルギー等対策推進計画に取り組んだ年度における使用量実績（小数点以下第1位を四捨五入）を記載する。

（注2）合計（A 重油換算）欄には、LP ガス使用量実績(kg)に 1.299 を、LNG 使用量実績(㎥)に 1.560 を乗じて、それぞれをA重油使用量（L）に換算したもの（換算方法について、以下同様）とA重油使用量実績の合計を記載する。

### （単位生産量当たり燃料使用量を削減）

| 燃料の種類 | 年間（対象期間）使用量実績<br>⑧ | 削減率<br>⑨＝(①－⑧)/①×100 |
|---|---|---|
| A重油 | kL | % |
| LP ガス | kg | % |
| LNG | ㎥ | % |
| 合計（A 重油換算）⑩ | kL | % |
| 処理する荒茶数量⑪ | t | % |
| 荒茶1kg 当たりの燃料使用量⑫＝⑩/⑪ | L | % |

（注1）「年間(対象期間)使用量実績」欄は、省エネルギー等対策推進計画に取り組んだ年度における使用量実績（小数点以下第1位を四捨五入）を記載する。

（注2）合計（A 重油換算）欄には、LP ガス使用量実績(kg)に 1.299 を、LNG 使用量実績(㎥)に 1.560 を乗じて、それぞれをＡ重油使用量（L）に換算したもの（換算方法について、以下同様）とＡ重油使用量実績の合計を記載する。

（民間の金融商品や備蓄タンク等を活用して燃料コストの変動を抑制）

| 燃料の種類 | 年間（対象期間）<br>抑制量実績　④ | 抑制率<br>⑤＝④/①×100 |
|---|---|---|
| A重油 | KL | % |
| LPガス | KG | % |
| LNG | ㎥ | % |
| 合計（A重油換算） | kL | % |

（注１）「年間(対象期間)抑制量実績」欄は、省エネルギー等対策推進計画に取り組んだ年度における抑制量実績（小数点以下第1位を四捨五入）を記載する。

（注2）合計（A 重油換算）欄には、LP ガス、LNG を A 重油使用量に換算したものと A 重油使用量の合計を記載する。

## ２　目標未達成の場合、達成に向けた取組の方向性

| |
|---|
| |

参考様式第９－１号（第９の４（１）ア関係）

年　月　日

○○○○　殿

記入者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

施設園芸等燃料価格高騰対策（○事業年度）
環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（農業経営体向け）

| 申請時（します） | | １　適切な施肥 |
|---|---|---|
| □ | (1) | 肥料の適切な保管 |
| □ | (2) | 肥料の使用状況等の記録・保存に努める |
| □ | (3) | 作物特性やデータに基づく施肥設計を検討 |
| □ | (4) | 有機物の適切な施用による土づくりを検討 |

| 申請時（します） | | ２　適正な防除 |
|---|---|---|
| □ | (5) | 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討 |
| □ | (6) | 病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める |
| □ | (7) | 多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討 |
| □ | (8) | 農薬の適正な使用・保管 |
| □ | (9) | 農薬の使用状況等の記録・保存 |

| 申請時（します） | | ３　エネルギーの節減 |
|---|---|---|
| □ | (10) | 農機、ハウス等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める |
| □ | (11) | 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギーの消費をしないよう努める |

| 申請時（します） | | ４　悪臭及び害虫の発生防止 |
|---|---|---|
| □ | (12) | 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める |

| 申請時（します） | | ５　廃棄物の発生抑制、適切な循環的な利用及び適正な処分 |
|---|---|---|
| □ | (13) | プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理 |

| 申請時<br>（します） | | ６　生物多様性への悪影響の防止 |
|---|---|---|
| □ | (14) | 病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める（再掲） |
| □ | (15) | 多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討（再掲） |

| 申請時<br>（します） | | ７　環境関連法令の遵守等 |
|---|---|---|
| □ | (16) | みどりの食料システム戦略の理解 |
| □ | (17) | 関係法令の遵守 |
| □ | (18) | 農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める |
| □ | (19) | 正しい知識に基づく作業安全に努める |

（注１）　第９の４（１）の規定による支援対象者への提出に当たっては、「申請時（します）」欄の「□」に、チェックすること。

（注２）　(17) の「関係法令」とは、主に以下に掲げるものをいう。

- エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
- 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）
- 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号）

参考様式第９－２号（第９の４（１）イ関係）

年　月　日

○○○○　殿

記入者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

施設園芸等燃料価格高騰対策（○事業年度）
環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート
（民間事業者・自治体等向け）

| 申請時（します） | | １　エネルギーの節減 |
|---|---|---|
| □ | (1) | オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める |
| □ | (2) | 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費の良い機械の利用等）ように努める |
| □ | (3) | 環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討 |

| 申請時（します） | | ２　廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分 |
|---|---|---|
| □ | (5) | プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理 |
| □ | (6) | 資源の再利用を検討 |

| 申請時（します） | | ３　環境関係法令の遵守等 |
|---|---|---|
| □ | (10) | みどりの食料システム戦略の理解 |
| □ | (11) | 関係法令の遵守 |
| □ | (12) | 環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める |
| □ | (13) | 正しい知識に基づく作業安全に努める |

（注１）　第９の４（１）の規定による支援対象者への提出に当たっては、「申請時（します）」欄の「□」に、チェックすること。

（注２）　(17) の「関係法令」とは、主に以下に掲げるものをいう。

- エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
- 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）
- 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号）

参考様式第９－３号（第９の４（２）関係）

年　月　日

○○○○　殿

リスト作成団体名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート実施者リスト

以下の者は、環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（参考様式第９－１、２号）のうち該当するチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施することを報告します。

| | 事業参加者氏名 |
|---|---|
| 1 | ○○　○○ |
| 2 | △△法人　代表　△△　△△ |
| 3 | |
| 4 | |
| 5 | |
| 6 | |
| 7 | |

（注）環境負荷低減のクロスコンプライアンスに取り組む全ての者を上記の表に記載してください。必要に応じて行を増やしてください。